

先十七日巳、刻令着宇治、平等院給、殿下十五日夕、先立令入給、御所、小川也、本堂、北、庇、
為院、御所云云、殿下、御供、左少將定家朝臣令參、同早旦十首、詠、送之。○拾玉、かりそめと
思ひしほどに身になれて忘らるましき柴の庵かな 定家 返し、かりそめと君のみみるらん我
宿の庵あはれなるうちの山陰 慈鎮 此歌の事を定家朝臣より申たりけるとて、また左大
將讀てつかはしたる、「この寺の昔のあを思ふにもこゝろすみぬるうちの山かけ○慈鎮
和尚の御影のおいします小島といふ所にて、永盛法師すゝめ侍し一座に、 園塵集、空に月雪
もさやけさあしたかな 兼載 ○慈鎮和尚の御影近代迄ありし由、宇治の古老終り侍

○藏勝菴 在平等院西、山腹、開基、建仁寺大統菴栢庭佛運禪師也、今為大德寺、未派、寸松菴翠岩和尚為中

大統宗派、栢庭清祖嗣、青山永、禪師、軒扁、嘉隱、諡佛運禪師、鹿苑天山相公、庶兄、應永五戊寅

六月廿八日寂、翰林五鳳集、和藏勝菴寓居、南江、衲衣下、事平々過、藏勝菴中借榻眠、午雨欲、零雲著、

地、頭風難、愈日如、年、云云、○雪巢稿、治、藏勝、村、黃四娘、家萬朶低、從遊、曾約醉如泥、朝

來初日照、君屋、花在、牆東、影自西、

○報恩院 號森、○土人云、今纔、觀音堂一字殘、而俗ニホホン堂ト云、是報恩堂也、又境內求聞持堂ノ地ノ名アリ、公

武雜云、諸院家、宇治報恩院、○宣胤卿記云、文龜元年十二月廿七日、後花園院聖忌、三十、於、伏見、

般舟三昧院、被行、御經供養、御導師隆玄僧正、宇治森、坊、

公文所年紀云、宛行、平等院小湯屋田、事、合壹所者、字號、森口、右件、屋敷者所、在森口也、下畧 永祿

四年六月十一日 公文所大江

○宇治茶 或云、鹿苑院殿出、山名氏、清、始宇治、儲、茶園云云、

尺素往來云、宇治者當代近來、御賞翫、樹、尾、者此間雖、衰微之躰、名、下不、虞、

○地藏院 大館家記、年中、正月十、御鏡宇治地藏院より進、上之、

○白川 有、白山權現、社、九月十八日祭之、

兵範記云、仁平三年四月十五日、去八日離宮御輿迎、以後平等院、三綱所司以下品々下部、殿中、

上下宇治、侍、宿直雜主殿皆可供奉、田樂為、本、散樂、可為、先、風流、殊被、仰下云云、其外宇治

白川等、庄々、法師原各賜、裝束、彼八日可致、供奉云云、○宇治山の奥白河といふ所にて、

園塵集、谷ふかみ影や夏の夜秋の月 兼載

○金色院 在白川村、○或云、樓門、額文字不、分明、諸堂、亦零、○土人云、有文殊堂、不動堂、虚空藏堂、經堂、彌

○辻坊

宗長日記云、大永六年八月十一日に、從、新、里、出京宇治、白河別所辻坊ニ宿、

○橘小島崎 八雲御抄云、橘小島宇治也云云、

岷江入楚云、七瀬、大島橘小島、山城國と注せり、○盛衰記云、義經橋ヨリ引下リテ、橘ノ小島

ニ馬ヲ磬、○平家物語云、長門本平等院の良の角橋の小島か崎より、佐々木四郎高綱と梶原源

太景季とは、もとよりいとむ敵なれば、我先にと二騎引かけ、出來たり、○増鏡云、寛治二

年十月廿日ころ、紅葉御覽しに宇治に御幸し給ふ云々、橘の小島に御舟さしとめて、物の音とも吹たてたるほど、水の底も耳たてぬへく、そゝろ寒き程なるに、折るりかはに空さへうちまわくれて、槇の山風あらしまきに、木の葉どもの色々ちりまかふけしき、いひまらす面白し云々、又の日舟にて、槇の島、梅の島、橘の小島など御覽せらる、○翰林五鳳集、隱製寄題宇治橋、蘭坡小島分流一道長、畫盡横處欲斜陽、樵舟撐棹微風岸、停載青柴半翠楊、○續古、袖の香やなを殘るらん橘の小島によせしよはのうき舟 後嵯峨太上天皇○同吟句ふ小島か崎の山吹や八十うち人のかさしなるらん 光俊○古今「山吹はあやなくさきと花みんと植けん君か今宵こなくに 古今爲家抄右歌の注に云、橘の大公といふ人、宇治橘小島といふ所に寺を建て、山庄として山吹をうへて愛す、此人有事隱州へ被配流、仍平生通ける女の、又の年よめるとなん、

○橘島 夫木集云、小島同前、山城又河内、勅撰名所和歌抄云、河内、

萬七「橘の島にしをれば河遠みさらさてぬひしわか下衣 讀人不知

○小島隈 八雲御抄云、しまの隈、山城

夫木 貞永元年八月十五夜「橘の小島のくまの河風に昔もさかすすめる月かな 親季○奥儀抄云、橘の小島のくまは所の名也、萬葉には橘の島、又橘の小島のくまなどよめり、此所は皇子の尊の在所也、○顯注密勘云、歌枕には河内國に有といへり、皇子尊の所在也、

○小島關

詞林采葉云、古老傳云、崇神天皇御宇、逆徒山背ヨリ競來時、防人セキヤリヲ宇治邊ニ差遣シテ、關城

ヲ固ムト云々、是小島關歟、可シ詳ニ○顯注密勘云、或者云、小島關と云、又小島崎まといふ分明、いかによみたるにか、但おもふ故ありて、こしまか崎と書たるを用侍る也、○堀河百首「咲ぬれば人をとめけり山吹の小島か關にあらぬ宿にも 隆源○名寄「忍ふらん袖を尋ねよ橘の小島か關は人もとかめす 鴨長明勝地吐懷編云、右二首ハ、六帖關の歌に、あつこまのこしまの關のかためてはあるへきを、橘の小島さおしなして、されるなり云々、

○梅島

増鏡云、寶治二年十月廿二日御船にて、槇の島、梅の島、橘の小島など御覽せらる、○明月記云、元久二年七月廿八日、私ニ乘テ船ニ與具親少將猷閣梨見梅島、

○榎島

洞院家記云、御幸寶治二年十月廿二日乙未、今日上皇御逗留宇治也、云云、御舟被昇榎島、有破子如建久、記云云、次御舟被下網代、御覽水魚、

○一、坂 在宇治、町西、端從橋七八町許、曰一、坂町、從是坂路也、是古、奈良路也、又從是有通田原村道、

中右記云、永久元年四月三十日、大衆源氏平氏、輩皆爲禦南京、大衆遣宇治、一、坂、邊、○吉記云、壽永二年七月廿四日、丙戌、資盛卿相具貞能、可飯參之由、爲泰經奉行被仰下、云云、奉追討者、未聞此例、而猶不飯洛、本是宿宇治、一、坂、

○久多、瀨

平家物語長門本云、忠清知盛卿に申けるは、此河を見候へは五月雨の比にて水早く候、橋より

うはてもまたてもわたるへき所見え候はず云々、夜に入て是より下くたの瀬の方へ、人をつかはして瀬ふみをせさせて、

○八幡伏拜

永昌記云、嘉承元年十二月十六日、今日關白右大臣殿、令參春日社給云云、於八幡伏拜下御、

○富家里

うちにてよめる 家集「秋風にふけの里人音すやとわれもこゝろにかゝる川波 祐子内親王家紀伊

○富家渡

盛衰記云、元暦元年正月廿日、義經伊賀國ヨリ宇治ニ向テ、柞ノ森ヲ弓手ニナシ、光明山ノ鳥居ノ前ヲ妻手ニ見テ、山城國宇治郡(郷)平等院ノ北ノ邊、富家ノ渡リヘ着給フ、

○富家殿

拾芥抄云、民部卿忠文家也、小野宮ニ有故、別業ニ閑居給、故曰富家殿、○平家物語云、源藏人仲兼、河内守仲頼、うち具して、南をさして落行けるか、攝政殿都をい軍にをそれさせ給ひて、宇治へ御出有けるに、木幡山にて追付奉り、中畧やかて汝等も御供に候へと仰けれり、承つて宇治の富家殿迄をくりまいらせ

て、それより此人々の河内の國へそおち行ける、○本朝麗藻 與諸文友泛船於宇治川、聊以逍遙、儀同三司 篋笠蓬廬宇治川、泛然相憶古神仙、清談緩發盃初匝、歎騎遲來棹未前、橫嶺晚雲紅慘憺、落灣秋水白潺湲、村南柳樹將軍宅、深草西岸有一舊墟、臨河有楊柳兩三株、人傳、天慶征東使終焉之地也、江相公詩云、只看小暗宅、柳謂此乎、橋北稻花帝王田、宇治院、臺榭已毀、只有點田、○續世繼云、後二條殿の御つきにのちかく、ふけ殿とおは

しまし、入道おと、おほちの大殿(京極)、御子にしまさせ給ときこえ給き云云、はしめり宇治のかいせ波まつかにて、白川の水へたてなくおししまし、かひ、ふけ殿つくり給て院わたらせ給けるに、宇治川にあそひの舟うたうたひて、うかひなどしていと面白く遊いせ給けり、○無題詩 春日富家、別業、即事、法性寺入道殿下、城南別業斷心機、眺望朝口(來カ)排竹扉、深澗、哀猿懷撲叫、孤沙、驚鷺帶魚飛、○うちのふけとのにて、散木「山里のこやのえひらにもる月の影にもまゆのすちの見えけり 俊頼

○宇治神明

今坐自一坂町五町許西南山麓、境内方十町云云、祭九月十六日、上山云神明山、前町云神明町、季瓊日録云、寛正六乙酉九月廿一日、春日御社參、廿九日御歸洛、眞禰歸途之次、詣宇治神明、廣前并辨天、島山長錄記云、長祿四年閏九月九日、政長和州下給、路次木幡ノ里宇治川邊畧中ニモ柳ヲハ橋姫明神ノ神木ト號テ、貴賤是ヲ賞翫ス、柳ノ絲ノ一筋ニ今明神ヲ伏拜、○默雲稿、宇治川天隱洛水以南三里程、松間古唐號神明、山々雪盡河流急、留得東軍萬馬聲、○宇治神明參詣の時よめる、内宮心を、康富記「たぐひやのこの日本にあらかねの神にもたかき影をあふきて 康富○外宮に手向、同「九重の内も外もいまおさまりぬ祈りしことに豊うけの神同

○横島 在宇治橋西北十町餘、元ハ島也、近世埋川相續陸地然、今猶呼横島村。

承久記云、芝田橋六横島ノ二股ナル瀬ヲ見渡シケルニ、中畧其後馬ヨリ下テ中島ニヲヨギ著

テ、土人云、宇治川二股ナル瀬ハ、古河ト云所アリ、今ノ築留ト云所ナルヘシ。○園太曆云、延文元年八月十七日、先日洪水宇治橋落了、又真

木島三分二流失云云、○中務内侍の日記云、まきの島といふ所すさきに、鷺のゐたる、おほき

なる水くるまに、もみちの色々にしきをかけわたしたらんやうなり、○默雲稿、真木島天隱竹遠江

圍堪結廬、水車轆々引清渠、烏巾幾日占佳處、一笈分流春種、魚、○宇治にて水車を見てよめ

る、金葉「はやき瀬にたゝぬばかりを水車われも憂世にめくるとをしれ 僧正行尊○同「宇

治川の河瀬も見えぬ夕暮に横の島人舟よはふなり 藤原基光

○真木島山庄 百練抄云、寶治二年七月廿四日己巳、上皇承明門院、大宮院、御幸前太政大臣、宇治真木島、山

庄、

○横島城 今城、舊跡爲茶園、方二町許、一殿高地也。

永正辛未京軍日記云、八月十六日、弘中兵部横島城ヨリ退出、至京三里之間、族人取相野伏

軍有之、○信長記云、元龜三年七月朔日、室町殿二條ノ御所ニハ、日野大納言藤宰相伊勢々々

守三淵大和守ヲ入置レ、御身ハ宇治ノ横島楯籠給云云、十六日信長急馳上リ、發向、横島ヲ攻

ラル、義昭力盡テ和ヲ乞テ、普賢寺ニ引退、義昭與廢記同之。

○釣月菴 在横島。

日工集云、康永三年四月二日、如^テ宇治河、中横木、島、中畧島中有菴曰空花、曰釣月、皆祐乘道

人所住也、假榻釣月三日出、轉路南渡小橋、經宇治橋北轉過小幡山、乃抵于京憩、○

默雲稿詩序云、隨空翁詣神祠、遂竝北村而渡溪橋、入真木、島家、是日遊釣月菴云云、○五鳳

集、萬里帝城、南有宇治、鄉、浪色添春橋自長、瀑布一邊飛鳥尙、亭名釣月、送餘光、

○吸江菴 或云、開基、朗菴、有一檀越、建圓音寺於宇治川邊、請之、吸江菴、其常住所也、此寺在

○空花集、吸江菴破屋蕭然坐、永宵、忽驚風雨過、林梢、起來急々磨鎌子、明日南山去割茆、○同集、

甲朗菴主、宇治橋邊一艸堂、安禪坐穴幾松床、三千刹界皆棺槨、底事、將身水底藏、

○夷島 土人云、元在巨椋堤、東一町許、不堪水厄家堤上、在巨椋村北、與巨椋隔小橋、舊地有森、

夫木新六「武士の八十八ち川の之ひす島落くる水のたけくもあかな 續人不知

○宇治野

山城風土記久世郡曰、□□出柴胡氣連草川實等、多狐狸而往還酉、後又無見、

○四女地野

又云、在宇治野、東、又在宇治、出奇沙及奇石、

○巨椋 勅撰名所和歌抄云、宇治郡云々、○神名帳云、巨椋神社久世郡云云、今現在久世郡、

○入江 東、限、横、島、南、限、巨椋村、西、限、澁、一口、北、限、伏見、方一里余、今號大池、是巨椋、入江ナルヘシ、巨椋、

ヲ渡シ給、此時ヨリ大和路宇治橋、不行、此堤ヨリ直通ストナン、

萬九「おほくらの入江ひ、くならぬめ人の伏見の田井に鴈渡るらし○袖中抄云、宇治川候云

云、又巨椋の宇治におくらと云所あり、○八雲御抄云、宇治川也井蛙抄云、大藏の山城國宇治川也、俗におくらと云所なり、

○里在宇治西伏見、南今云小倉村

をくらの杜のおほつかなきに、かへしたれそや、小大君集ねたきわかをくらの里に宿りして紅葉の色をよ所とさくかな○宮の宇治殿におはしますころ、殿まいらせ給て、女房さそはせ給ひて、をくらみせさせ給、それよりやかてかへらせ給ひて、京よりおほせられたる、康資王母集「春なれば花の宮こへかへるまにをくらの里は霞へたてつ

○巨椋神社今小倉村森内ニ有神社村氏神也、九月十一日祭

神名帳云、巨椋神社、久世郡

○伊勢田神社今伊勢田村、在小倉村、坤半里大和路、西、森内ニ有神社、是伊勢田神社歟

神名帳云、伊勢田神社三座、久世郡○二代實錄云、貞觀元年正月廿七日、奉授正六位上伊勢田、神從五位下、

○安養院在子平川郷云云、今平川村、在久世郡大久保村、南久世村、北

松井郷成願寺鐘銘云、沙彌佛阿、法阿、弘長二年、寄平河、郷安養院鐘樓修理料畠事、四至南北繩東、右山城國久世郡馬耳田、里一坪、内、件、畠者十念相傳、知行、無相違者也、件、畠所奉寄進、眞實也、文保三年己未卯月八日、當寺鐘勸進聖沙彌十念敬白

○久世郷和名抄云、久世郡、今久世村、在長池町、北大和路

御教書案云、山城國采女司領、久世村文明十四年十月廿九日、文書云、華嚴禪院事、附勢州大桑名城州赤目庄内、於院主職者門徒、評議、可任之也、城州久世村依爲便宜之地寄附之、子曇列

○森今久世村、東山際有杜、其中二森有村、氏神、社、是久世、森歟

萬二「山城のくせの森なる草な手折そをのか時立さかゆとも草なたをりそ 人麿

○野

元久元年七月宇治御幸、野薄露、拾遺草「山しろの久世の原野の志の薄玉ぬきあへぬ風のあら露 定家

○玉久世河原按、是久世河原歟、今久世村、與長池町間有川、此邊乎可尋

藻鹽草云、玉久世河原、山城云々、○萬十二「玉くせの清き河原にみそきして祈る命も妹か爲也 讀人不知

○鷺坂山萬葉仙覺抄云、○土人云、長池町、東北、山也、今田山城久世郡、地ニ開キテ、鷺坂ヒラキト云

大和本紀云、日本武尊白鳥ト成リテ西方ヲ指テ飛去ラセ給ヒヌ、又其鳥ノ行落タリシ山ヲ鷺坂ト申テ、山城ノ國ニ有之、○萬九 新勅「山代のくせの鷺坂神代より春はもへつ、秋はちりけり 讀人不知 ○さき坂山をこゆとて、萬九 續古「あら鳥の鷺坂山の松陰にやどりてゆかな夜も更にけり 人麿續人不知 ○「ゐてのわたりの雪の明はの 新筑波「獨ぬるさささか山や寒からし 宗伊

○小篠か峯藻鹽草

堀川百首「白鳥のさき坂山をこえくれはこさ、か峰に雪ふりにけり 修理大夫顯季 ○類聚」野への草また淺しとやかた岡のこさ、か里に雉子鳴なり 三條入道

○寺田郷 今久世村、南有寺、田村、長池町、乾也、

公卿補任云、元弘元年九月二十九日、師賢花山院大納言出家、山城寺田郷、地頭代野邊、若熊丸、召捕師賢、進武家云云、○小補絕句、宿寺田庄相公有春日社參費用多、横川古寺置田秋已登、數宵借宿旅家、燈、今年米價賤何、益、縣裏求錢、夜叩僧、

○栗隈郷 和名抄云、久世郡、

日本紀云、仁德天皇二年冬十月、堀大溝於山背栗隈縣、以潤田、是以其百姓每豊年也、又云推古天皇十五年、是歲、冬山背國堀大溝於栗隈、太子傳、今長池町、北、長池ノ跡トテ廻リニ堤アリ、今溝ナル同之、

○山 土人云、本ト奈良路、自買治ノ一、坂南有坂路、曰栗子山越、

續日本後紀云、仁明天皇天長十年十二月乙未、行幸芹川野栗隈山遊獵、○百練抄云、永久元年四月廿九日、興福寺、大衆爲、遂天台之會稽、參洛之間、所發向之武士等、於栗前山合戰、中石源平ノ輩遺字、栗前、姓氏錄、ク、○保元物語云、僅二十七騎栗栖山ニ馳向テ、同京師本ニ作栗籠山、○考、栗前、栗子、同鎌倉本ニ作栗子山、栗隈、等皆同所、○東鑑云、承久三年六月十三日、毛利入道駿河前司、向淀手上カミ等武州陣于栗子山、○大和物語云、故兵部卿宮のほるの大納言のむすめにすみ給けるを、中暑宇治へかりしになんいくとの給ける御かへしに、「みかりするくりこま山の鹿よりもひとりぬる夜そわ

ひしかりける○くりこまなる人の家に、をうなども紅葉見侍り、家集「紅葉見るくりこま山の夕陰をいさ我宿にうつしもたらん 能宣

○峠 今從宇治至田原坂路曰栗子山、峠有峠土人呼國見峠此所乎、

平家物語長門本云、渡部はふくり宇治橋の男柱をこ楯に取て、命も惜ます戦けり云云、二人子とも尋來て、親子三騎にて落けるか、栗子山のたうけへ馳行て、下畧

○野 三代實錄云、栗前野、クワマン、久世郡、

類聚國史云、延暦十一年二月壬子、遊獵于栗前野、獵罷御右大臣藤原朝臣是公、別業、又云、十二年九月戊戌、遊獵於栗前野、便御伊豫親王江亭、又云、弘仁五年九月庚子、遊獵于栗前野、日暮御彈正尹明日香親王、宇治別業、○日本紀略云、天曆元年十一月三日癸丑、太上天皇幸宇治院、入栗隈野遊覽、

○みやけ くりこまのみやけ、又久世のみやけ、

蜻蛉日記云、初瀬の三日といふに京につきぬへけれど、いたう暮ぬとて、山城の國くせのみやけといふ所にとまりぬ、○くりこまのみやけといふ所に、秋小鷹狩しにまかりけるに、あこたにの口に、女郎花のたてるをみてよめる、家集「山陰の田くちにてたてる女郎花我ひとりのみみるそかなしき 長能 ○くりこまのみわけといふ所に一本の松あり、山の口に田ある處をよめる、同「たけくまにいつれたかへりくりこまのみわけの前に松たてるをか 同

○牛屋 岡按、栗前野邊歟、

類聚國史云、延曆十一年、遊獵栗前野、獵罷御是公、別業云云、○歷代編年集成云、右大臣是公號牛屋大臣、延曆八年九月薨、紹運錄云、伏見田、大臣、○六帖「あはぬ身を牛屋の岡にかはすれとなをたてぬおりにも有かな」

○富野郷和名抄云、長池町、西有富野村、土人云、長池町、元、自富野村出在家也、

古文書云、山城國富野郷、内南村、於當村之散在者舍兄備前守政清、于時通世號宗信、避狀炳焉之上、早彼一村同散在、田畠、彌可被領知、文明十八年十一月廿三日、散位加賀守

○水主郷和名抄云、土人呼、水主村、今入綴喜郡、○水主神社今水主村森、内有社、是水主神社歟、

神名帳云、水主神社十座、並大月次新嘗、就中同、水主坐、天照御魂神、三伴佐山背大國魂、命二座、預相嘗、祭、○文德實錄云、天安二年七月辛未、

宣命、雨師之訓、水主、貴布禰神等、爲祈雨也、入夜天陰、小雨、○類聚國史云、貞觀八年七月廿日辛酉、授山城國從四位下水主、神從四位上、○年中行事歌合、祈雨「あま雲のはや立なひく水ぬしの神に手向を猶やかさねん 僧宗久」

○狹山江、御厨今在在山村下津屋、東林村、西、村、氏神社、傍有池、昔、大池也、近世埋而爲田、故今、狹少也、云云、是可狹山江、

類聚雜要抄云、用途料山城國狹山江、瓜茄子御厨鯉奈良御園、蘿菈子長江御園、同前竹御園、同前奈美同前、按、奈美、奈美、狹山、是皆在久世郡、長江、今謂、長池乎、竹、御園、男山、邊乎、八幡宮、社、有東竹、西竹之稱、然則此、所皆在久世、郡乎、

○田井郷東端、有田井村、下津屋、乾、津川、

古文書云、平野社領大井郷、内有見里、ナマツリ里事、下津屋越前守親信、去應仁元年雖掠給奉書、既被遂御糺明被成御判、明應三年六月二日、前筑後守前信濃守

○有見里田井郷、内云云、○餘里今、澁、大橋、巽有、生津、村、八幡領八郷内也、

○美豆里澁、大橋、東北、有御牧八村、是美豆野、里ナヘルシ、豊臣秀吉公、宇治川ノ堤ヲ築キ北へ付替ラル、之故ニ此邊、土地混亂ス、大橋、西南美豆町ハ新出在家也、土人云、昔ハ美豆ト澁ノ間ヲ宇治川、木津川、落合テ流ル、云云、故ニ隔川戀ノ歌、美豆野、里ヲ讀、又澁川、ムカヒニミツル美豆ノ森トモ詠リ、古ヘノ道ハ鳥羽ヨリ美豆、御牧ヲ經テ、大和河内へ通スト云云、

千載隔川戀「山城のみつ野の里に妹を置いて幾度澁に舟よりふらん 頼政○石清水宮神領八郷、内、外、ト、美豆御牧、杜、野里、野、三代實錄云、久世郡美豆野云云、

類聚國史云、延曆十二年九月庚子、遊獵于瑞野、又云、承和二年十月甲申、行幸箕津野、邊放鷹鷄日暮、又云、六年閏正月己亥、行幸美都野、○山槐記云、治承四年八月廿六日丙午、秉燭、後、安房守定長來宿所、因幡磨路參向、時辰、刻、出舊都、宿着美津野、桂本有一、今日卯、時出、彼所云云、○太平記天正本云、山名師義八幡へ推寄テ一合戦スヘシトテ、宇治路ヨリ美豆、上野ヲ經テ寄ラレケル、○家集、淀川や過てあなたにあるみつ野、之をまたみね駒の立とも兼輔○續拾遺「夏ふかきみつ野のまこもかりねして衣うす手き夜はの月影 源有長○元久元年詩歌合 水郷春望 「ひはり立みつの上野に詠れば霞なかる、よとの川浪 鳴長明」

○森今在御牧内森村、是美豆、杜ナルヘシ、森、内、有社、是御牧八村、惣社也、土人春日明神ト云、九月九日祭之、後撰「あふとを淀にありてふみつ野の杜つらしと君をみつる比かな 讀人不知○夫木「淀川のむかひにみつるみつ野の杜よそにのこして戀渡る哉 爲家」

○渡 ○川 ○入江 ○澤

御集「水まさる美豆の渡りの五月雨につなて程ふるのはり舟かな 後鳥羽院○夫木「眞菅生るみつの河瀬にさよ更て妻よふ千鳥聲すみぬ也 師光○同「打渡すみつの入江の玉柳ぬれて緑の色まさるなり 爲家○顯季卿家歌合「日をへつゝみつの、澤のまこも草あやめは春の駒をいはゆる 橋能元

○濱

嚴島御幸道の記云、御ともすへき人みな舟にまいるへしとて、草津といふ所にひらはりうちてまいりまうけたり云々、程なくみつのはまにつかせ給、八幡の御幣たてまつらせ給、

○御牧 在淀、東木津川與宇治川間、今有八村

袖中抄云、美豆の御牧は山城國淀のわたりなり、○左馬寮式云、山城國美豆、厩、畠十町野地五十町餘、○吉野詣記云稱名院殿鳥羽よりみつの御牧にまかりけるに、近きとしく、水のうれへに堪かね、塘をきつくとて、はるくどまわしたる、○家集「まこもかるみつのみまきの駒の足のはやくたのしき世をもみるかな 兼盛○拾玉「五月雨はみつの御牧に水こえて堤のうへによどの川ふね 慈鎮

○水津頓宮 按、此頓宮、今美豆町邊歟

長秋記云、天永二年二月十一日、春日行幸云云、十二日還御西刻着祝會杜、日没着樽杜、戌、尅着御水津頓宮、亥、尅着御鳥羽、

○木津殿 水津頓宮同所歟、○盛衰記、八幡山木津殿ト書ツ、ケタリ

吉記云、治承四年十一月廿三日、今夕依可有還都、爲御出門、行幸大納言邦綱卿、新亭、廿四日渡御寺江、江、亭也 廿五日渡御木津殿、廿六日可有御入洛、皇居、五條、内裏也、

○木 (水)津、庄

長秋記云、元久二年九月六日、出神崎、於高濱、召遊君六人、纏頭云云、路、間長谷、庄、其上庄、平田、庄、平等院、送酒肴云云、宿八幡、別當光清、木津、庄、○續世繼云、大將殿、花園、な、夜、かちよりいわしみつの宮にまいり給けるに、光清とかきこえし別當、御まうけたか房、八幡宿院號高どかいふにして、御きとくきこえけれと、より給はさりけるに、な、夜まいりはて給ける夜、みづといふ所をいてたてまつりける、

○花臺寺 在大島村 ○觀音寺 村在坊、池村 ○念佛寺 在藤和田村 以上三枚三箇寺

管見記云、嘉吉三年正月廿三日、美豆、御牧花臺寺、觀音寺、念佛寺等、住持入來、令相看、○又云、文龜三年正月廿日、御牧三ヶ寺進佳例、

○大島 御牧村、内有大島村

岷江入楚云、七瀬被大島、山城國、橘小島、注せり

○一口 一口(イモアラヒ)村ハ御牧村北、東西有二三村、是ヨリ三栖ヘ舟渡、○古老云、昔三方ハ沼ニテ、一方ヨリ入口有之、故ニ一口ト書ト云リ、

東鑑云、三浦淀芋洗等破、要害、宿高島、邊、

○六田河原

井蛙抄云、新古今、たかせさす六田の淀、大和なるへし、但山城の淀にも、六田河原と申所の

あるよし申人あり、あやしき様にそおほえ侍る、○平家物語長門本云、淀の東六田河原を打過て、關戸院の程にて行幸におひつき給へり、○盛衰記云、東寺、四塚造路、淀の津、羽束、六田河原ヲ打過テ、

○淀 今淀、城并在家屬紀伊郡、○勅按名所和 ○土人云、今、淀ハ昔ノ地トハ異也、道筋モ古ヘトハ替レル也、昔ハ淀ノ歌抄云、淀川東ハ久世郡、西乙訓郡云云、大渡ノ橋ヲ渡リ、八幡ノ山下ヲ南ヘ行、洞ヶ峠ヨリ河内攝津ヘ通スト云云、サレハ今、淀、大橋、八幡堤等新道ト云云、今小橋ノ東北ニ東淀ノ名アリ、大橋ノ西北ニ西淀ト云所アリト云云、

左經記云、長元々々年三月十四日己酉、早旦於木津乘船、借山階寺別當僧部、船也、從東淀乘馬、入夜飯洛、○吉記云、治承四年十一月廿六日甲戌、起唐崎、從攝州高槻一里西、予於東淀下自船騎馬、○勅撰名所和歌抄云、淀川、東久世郡西乙訓郡、鴨川、桂河、淀治川、木津川、泉河、此四大河淀の津にて一に落あふ、これよりあもを淀川といふ、○秋風抄、淀川のむかひにみゆるみつの杜よそにのみして戀わたる哉、爲家○拾玉、四方の川は淀の流に落あひてひとつ渡になりける哉、慈鎮

○里 今屬紀伊郡、絶すひく淀野の里のあやめ草猶萬代もねいと、むらん 俊成

○淀城 今屬紀伊郡、○土人云、昔、淀、城、元龜三年七月、落城之後斷絶ス、今、城、元和九年依、台命令築、云云、

二川分流記云、永正元年九月、初藥師寺與一淀、城へ楯籠云云、政元與一カ弟ノ與ニヲ初トシ、淀、城ヲ攻サセラル、同十八日城ヲ攻落ス、與市ヲ生捕ト云云、○爲記云、文龜四年九月十九日、細川、被官責與一元一城云云、在淀、藤岡、城云云、 ○二川分流記云、永祿二年八月、細川氏綱淀、城入、○或記云、山城國淀ノ城ハ京近キ名城ナレバ、當時ノ管領細川右京大夫氏綱ヲ移ラシ

メ、公方家、御固トス、○信長記云、淀ノ城ニハ、岩成主税、助籠タリ云云、元龜三年七月廿七日、長岡兵部大輔藤孝攻落之、主税、助、藤孝家子下津權内討取畢、

○魚、市 在淀、内、土人云、今、淀、城地者昔之魚、市也、

永享年中寺社文書云、御列西園寺京極家、領、山城、國鳥羽井魚、市、河内、國會賀牧等、各參分壹事、畧任員數可被沙汰渡京極家、雜掌之由候也、永享三年十一月十三日、貞連、木澤常陸入道殿、貞清

○西念寺

感身學正記云、弘安四年八月十四日、於淀西念寺二百四人、授菩薩戒、

○關

長者補任云、文永七年四月廿一日寅、尅東寺、塔燒失、畧被付淀、關所、急速遂成風、功、及、永仁元年造畢、

○津 見内膳式

朝野群載云、自山城國與渡、津、浮、巨川、西行一日謂之河陽、○類聚國史云、大同四年十二月戊申、太上天皇平城今日早朝、取川口道入東國、中略置宇治、山崎、橋、兩與渡市津、頓兵、

○野 ○渡 ○澤 ○沼 ○大輪田 ○路 ○濱

古今「まこもかる淀の澤水雨ふれに常よりことにまざるわかこひ 貫之○拾遺「いつかたに鳴てゆくらん郭公よとの渡のまた夜ふかきに 忠見○顯季卿家歌合「みはたせのふかぬ屋つまもなかりけり淀野の沼にひけるあやめを 讀人不知○家集「氷ある淀のおほわた冬さむみいつ

か春日にとけんとすらん 匡房○亞魏集「おとこ山嶺にくまなしさと人や淀のはまへの月を
みるらん 榮雅○「ちから車の行なやむ暮 春夢草」淀路よりたゝ見渡しの九重に

○橋今大橋、架木津川、末小橋、架宇治川、末元和九年、
淀城令築給時、宇治川木津川合而架大橋云云、

一條院御宇長徳元年九月廿一日、石清水行幸淀、河橋以數百、船可渡云云、○長祿記云、長祿
四年九月十九日、畠山義就都ヲ落玉フ、鳥羽、懸塚、秋ノ山本、造道、淀、大橋ニテ、河内國衆來遇、
○宗般聞書云、宗祇云、淀、橋、後嵯峨院の時かゝ候云云、○七社百首、舟よふ淀のなか橋引
かへてやすくわたらん我よともかな 爲家○親長卿家歌合「おもひせく人の心のよと橋わわた
らてつらきふしやつさけん 爲廣

○大渡 土人云、昔ハ宇治川巨椽ヨリ大池ニ入、淀ノ東
ニテ木津川ト落合リ、故ニ其末ヲ大渡ト云、

拾芥抄大橋部云、山崎渡敷、○明月記云、建仁三年五月廿一日、申、時出京、於大渡邊大雨、秉
燭以後歸冷泉、○帝王編年記云、弘安五年十二月廿日、今曉八幡、神輿奉振、弄大渡、橋邊、○
兼治宿禰記云、明徳四年八月十五日戊子、石清水放生會也云云、上下諸人飯京如布、引、大渡橋
大勢渡通之間、怖畏無極云云、○盛衰記云、淀ノ大渡ニテハ、南無八幡三所大菩薩、再都へ返
シ入給へト、各伏拜給フ、○太平記云、建武三年正月九日、將軍八十萬騎大渡ノ西ノ橋爪ニ推
寄テ、橋桁ヲヤ渡ラマシ、川ヲヤ渡サマシト見給、○又云、深田ヲ前ニ當、淀鳥羽、赤井、大渡
ニ引分々陣ヲ取、○明徳記云、宵ヨリ八幡勢ハ打立テ、大渡ヲ越へ、淀ノ中島ニテ方々ノ手
分ヲシ玉ヒケル、山名中務大輔淀ヨリ鳥羽ノ秋、山ヲ經テ、竹田ヲ上リニ河原へ打出云云、山

名氏清ハ淀ノ大明神御前ニ浮橋ヲ懸テ、久我繩手ヲ直達ニ西ノ岡ヲ經テ、下桂へ打テ出云云、

○楊枝か島

夫木 捨栗「淀川やうしか島にすむ千鳥はしにてなとか羽をくしるらん 讀人不知

○橋本津 在八幡山、西淀川、東南大坂、海道也、古者山崎、橋在此所、故稱橋本、此
津、南西有小川、土人呼ニ金、ヨカネ、川有橋稱三國橋、山城河内攝津、堺也、
わたり、(山城云云)三國橋邊
にいふ

榮花物語云、延久五年二月廿日、後
三條院天王寺幸 一品の宮(聰子)うへの社にのほらせ給云云、いはし水の程にて

御被あり云云、はしもの津といふ所にくたらせ給て御覽すれハ、國々の舟とも、御船とも

いはるかによせわたしたり、○懼窩文集、山州八幡橋
本之橋銘 前、博陸侯將、有事乎大明、命諸國開道

路、作舟梁而欲得、往還之便、事絶古今、慶傳遐邇矣、時哉、中畧山州八幡橋本之離華夷出入之

咽喉也、中畧於是山口玄番頭豊臣宗永、奉鈞命、主其役、作長橋、中畧其長一百八十間、其廣五間

柱、數一百二十八、柱根入地丈餘、天正廿年壬
辰臘月望

○意足軒 在橋本、 默雲稿、前妙光等仲禪師、鷲峯法燈、的裔、自南和尚、賢孫也、現居城南、竹林寺、閑門護竹鬱

然、成林、南風一拂則玉音琅然如侍先人之側、又相攸於八幡橋本、鄉、築軒種、竹扁曰、意足、

就余需一詞、天隱、數竿也、足、歲寒、心、况亦森々蒼雪深、知爲子孫添境地、南風養、筍補、

疎林、

○石満水八幡宮 類聚三代格云、坐山城
國久世郡云云、式外、 ○鳥居、額八幡宮、佐理卿、筆也、依舊垣、松花堂修補之
也、云云、按、男山現在、綴喜、郡、然依舊記、載、當郡、

朝野群載云、石清水護國寺畧記右行教俗性恒時欲奉拜大菩薩、爰以去貞觀元年、參拜豐前國宇佐宮、一夏九旬、已畢、欲歸本都之間、以七月十五日、夜行教、示仰宣、吾深感應汝、修善、須近都、移坐鎮護國家、中界同廿日、上京、八月廿二日到山崎、離宮、邊同廿五日夜、示宣、可移坐之處、石清水男山、云、峰也、吾將現其處、者驚奇向南方、山城國、巽方、山頂和光垂瑞、宛如日月、光明以明曉、參拜、山頂、隨御、示現、點處、結草、且先以法坐奉座、且錄上件、由參上公家、令奏聞矣、同九月十五日、下勅使、令實檢點定、次宣下木工、權允良基、令造六字寶牒、三字正殿、三字禮殿已了、貞觀五年正月十一日、建立大安寺傳燈大法師位行教、○諸神記云、貞觀元年四月十五日、行教和尚奉宣旨、參籠宇佐宮、祈請之處、權現太神垂跡之本身、顯袈裟之上、仍以其袈裟、八月廿二日到來、男山勸請之、今所懸於內殿之像、是也、人不奉、見云云、外殿之所奉、同之、○古事談云、敦實親王奉造御影二體、一、俗形、奉備御供、被致祈請之後、被奉拜見之處、僧形、御供、被立御箸云云、依之以法體、為御體云云、件、御體、保延炎上之時、不奉、取出、燒失云云、俗別當兼貞、不堪不審、供御供、之次奉禮、白檀、○續古事談云、外殿の木像、是敦實親王、所奉、造、賴清說、寬治八年、江記、○古事談云、僧形、首戴月輪、御手持、鬘給云云、○續古事談云、外殿の木像、是敦實親王、所奉、造、賴清說、寬治八年、江記、○古事談云、供たてまつりけるに、雅信、重信、束帶にて供し給へり、保延の火事に、みなやけにけり、江帥申けるは、大菩薩は、釋迦の三尊なり、或聖人尺迦佛を見たてまつらんと祈て、眼を開たる程に思ふかごとくにして、八幡の寶前にまゐりけり、尺迦佛におはしますなるへし、○神皇正統記云、天照太神宮にならひ、二所の宗廟として、八幡をあふき申さる、事、いとたうとき御事也、○類聚國史云、貞觀十八年八月十三日丁巳、石清水八幡護國寺申牒、故傳燈大法師位行

教法師、去貞觀二年、奉為國家、特以懇誠祈請、大菩薩奉、移此間、望請、准宇佐宮、永置神主、即以從八位上紀、朝臣御豐為之、勅從之、三代實錄、貞觀格等、同之、

中御所 八幡宮應神天皇、譽 西御所 比咩大神

石清水末社記云、海童大女神武天皇、御母玉依姬、吾神、有誓約、御顯現之後、御同宿云云、異說云、日本武尊、母景行天皇、后云云、天安二年五月辛卯、比咩大神、授一品、大同二年九月十五日、官符云、大菩薩比咩神、二所有之、江說玉依姬、加仲哀、○吉野拾遺云、南門破風の上に、又ちいさきやねのことく見えさせ給ふは、仲哀天皇を勸請し奉る、御社にこそおはしますと云々、○諸神記云、氣比大神坐石清水宮、事、道成私記云、永承二年七月廿二日、氣比宮司云、我大神筑紫、宇佐宮、同體之神也、顯坐之時、為鷹給、立社以後、七百餘歲也、八幡、法眼元命云、八幡宮第一間、大智滿菩薩、申、即氣比、大神是也、即八幡大菩薩、仰云、奉獻我幣帛、人、先可奉、此神者也、仍參詣之、貴賤先從、一、間奉之、天仁二年十一月、師時、舊記云、三所、內姬御神、應神天皇、御姬云云、

東御所 神功皇后オホカランヒメ、大菩薩、御母、

末社記云、弘仁十四年四月十四日、太宰府、可新造八幡大菩薩宮、大帶姬細殿、一字云云、仍惣今所、為三所、御體者、大菩薩、以璽、御宮并璽、御劍等、授行教和尚、御云云、奉安、置當宮之內殿、畢、○袖中抄、偽のちかひならぬ、君か代をおぼたらしめにまかせてをみる、俊賴

○行幸始拾芥抄云、圓融院、天、元二年三月廿七日、

○御位記諸神記云、天平勝寶元十一、大神一品、比咩神二品、天安三五、比咩神一品、

放生會諸神記云、八月十五日、

宇佐宮緣起云、扶桑記云、養老四年九月、有征夷事、大隅日向、兩國乱逆、公家祈請宇佐宮、其禰宜辛島勝波豆米、政事要畧云、舊記云、尊前守宇努、首男人將軍、相率神軍行征彼國討平其敵、大御神託宣曰、合戰之間多致殺生、宜修放生會、者諸國放生會始自此時矣、○諸神記云、放生會興自宇佐宮傳、於石清水宮也、圓融天延二八十一宣旨云、石清水八月十五日放生、仰雅樂寮准諸節會、延久二八十五日、自今年上卿以下六衛府馬寮准行幸儀、扈從御輿、○夫木祝歌中「男山秋のなかの御幸をや雲にもありて月のさやけき 法印行清○新六「おとこ山秋のけふとやちかひけん川瀬にはなつよものいろくつ 知家

○臨時祭公事根源云、三月中、午日、

帝王編年記云、天慶五年四月廿七日、始有石清水臨時祭、江談抄云、安和三年三月、中、午日、所被始祭也、○公事根源云、天祿二年三月より、毎年の事に成侍る也、○すさく院のみかとの御時、やいたのみやに賀茂の祭のやうに、祭したまひんとさためらるゝにたてまつる、家集「松もおひ又も苦むす石清水ゆくすゑとをくつかへまつらん 貫之

○若宮在本殿、長隅、諸神記云、仁德天皇、

石清水末社記云、龍宮、御腹御託生御童形也、一字、神殿二所御坐云云、天慶六癸卯三月十一日己卯、兩所、大神奉授從五位下、仁德、與若宮御母各別勿論也、委見阿蘇本地記、歟、○阿蘇大權現根本記云、八幡宮宣久、我母龍宮仁成約束、給木、日向、國仁入向給豆、龍女乎奉娶給木、其時

生給^{ミミ}子若宮四所土申、○今物語云、八幡の袈裟御子か、さいはひの、ち、うちつゝ、き人におもはれて、大菩薩の御事をあらまいらせさりければ、若宮の御たゝりにて、ひとりもちたりけるむすめ、大事にやみてめのつふれたりけるを、こといのりをせず、むすめを若宮の御まへにぐしてまいりて、ひさの上によこさまにかきふせて、「お山にまほるをりの誰かため身をかき分てむめる子のため、といふ歌を神うたに、なくくあまたゝひうたひたりけれい、やかに御前にて、やまひやみ目も、さはくとあきにけり、

○若宮殿在若宮右側、諸神記云、若姬(宇禮久禮)姉妹也、

石清水末社記云、龍宮、御腹御託生御女形也、一字、神殿二所御座、○石清水社歌合玉吟集、數ならてわか身いふりぬおとこ山老せぬ宮もあはれかけなん 家隆

○武内社坐本宮内、殿西北隅、

社記云、武内社本社、内石、傍坐、是行教安宗、先祖也、貞觀二年六月十五日、行教造神殿、○以呂波字類抄云、八子、武内、以上三所在内、又云、武内、一、使者○康富記云、五月五日、武内社、神事、

石清水末社石清水八幡宮末社、

水鏡云、武内宿禰、いまに八幡の御かたいらに、ちかくいはれ給へるい、此人にいます、○石清水御幸記云、文應元年、八月九日、十日上皇經樓門、階着御、中畧次御參武内社、經西廓、砌入西、腋

石清水末社記云、鳥居内

○水若宮今坐若宮、傍、或云、宇治皇子、諸神記云、今宮宇治皇子、

○上高良 東一 ○一説高良、武内神也、○公卿補任云、武内神大臣、孝元天皇五世孫也、
在官二百四十四年、春秋二百九十五年、但覺時并日時人不知之云云、
註式肩書云、石清水別當澄清云、上高良、武内也、下高良、玉垂也、

○阿蘇 ○三輪 ○龍田 ○地主 ○住吉坐本殿西北

石清水にまいりて侍ける女の、杉の木のもとに、住吉の社をいはひて侍ければ、社の柱に事付
て侍ける、後拾遺「さもこそい宿りかはらめ住吉の松さへ杉になりけるかな 讀人不知
○八幡別當幸清法印、勸進し侍ける住吉會に、玉吟「秋をへていく世かやとる石清水照しか
にせる住江の月 家隆

○寵神殿末社記云、西鳥居外 ○今若宮東一 ○貴布禰第二 ○北稻荷第三 ○南宮第四
○夷廣田第五 ○三郎殿第六 ○百大夫第七

末社記云、東鳥居外

○大將軍 ○一童 ○志多羅殿島 ○祇園社務行清弘安年中奉崇之 ○安宗行教和尚弟子、社務妙清、弘安年中依靈夢造之

今東門外坐、小社也、北向

○子守北頰 ○石清水 ○禊谷明神 ○高良大明神諸神記云、本宮、下十町計、坐下院、南側

末社記云、爲武神、糺善惡、仍當宮、山下垂跡、可令鎮、狼藉之由、奉大菩薩、神命給云云、御体
者夫婦并座給、木像云云、又俗体、木像、建久年中執行盛綱奉伺之、異説、高良大明神一字、社
二所御座、東高良木像、西住吉大明神之神璽有之、○師時記云、江帥云、高良大明神者武内、大
臣也云云、高良者藤大臣連保之御事也、神號曰高良玉垂、命以干滿、二珠令奉行之故、奉

號玉垂、住吉、明神之化身也、社説云、貞觀二年六月十五日、行教造神殿、○嘉祿元年九月十二
日法印宗清記云、武内高良在別社、○諸神記云、天武二(三)年二(八)月八日託宣云、譽田天皇、
御宇爲晨昏武略之健將也、又云、玉垂將軍右丞相、大菩薩、御乳母、子也、○伊呂波字類抄
云、本朝文集云、神戸道磨、男子美乃利磨託宣、兒垂髮七歲、未辨善惡、爰其父參上、社良久、
件、兒走廻玉殿、十餘通、即叩聲穿雲、注云、我昔於第十六代譽田天皇貴爲晨昏武略之健將、
此、代蜂起之敵列未伏、鳥合之夷地、其後牽宿習生、家此、林、諸神記云、天武二年二月八日託宣云云、○管見記云、弘
安十一年正月廿六日、今日有臨幸石清水宮云云、於橋、西瓜下馬、殿上人前行立極樂寺、
東南、邊云云、北門、外於磐奉、弄居御輿、押向有高良御遙禮、

○松童

末社記云、高良、社、板敷、下合、坐給、有由緒歟、大菩薩御垂跡之時、依託宣、堺、定、根本之御眷
屬也、○八幡愚童記曰、松童明神御託宣、大神、稍いかりに神、あはく、いかる、

○四、大神 ○六所小神龍○辰○松○熊○喬○牧

末社記云、眷屬御体、事高野御房之御時、建久年中仰盛綱、精進潔齋之後被伺之處、每社夫婦
并坐給、木像云云、

○橘樹在本殿前

大鏡云、衆樹の宰相ハ五十までさせる事なく、ほとく大やけに捨られたるやうにて、います
かりけるか、八はたに參らせ給ひたるに、雨いみしうふる、石清水の坂のほりわつらひつゝ、

まいり給へるに、御前の橘の木すこしかれたりけるにたちよりて、「ちはやぶる神の御前の橘ももろきもともに老にけるかなと讀給へば、神もきゝあはれひさせ給ふて、橘もさかへ、宰相も思かけす頭になりて、宰相まてなり給ふ、十訓抄同之、○平氏系圖、衆樹、哀等、安世、男。○八幡愚童記云、此橘の名木にて、廻廊の内の東にあり、籬まはしたる是也。

○石清水 勅撰名所和歌抄云、久世郡八宮、○末社記云、石清水東、鳥居、外。

顯注密勘云、岩清永常に八幡宮をそ申、彼山に岩清水と云ふみつあり、○榮花物語云、後三條院二月廿日てんわうしに詣させ給云云、一品の宮うへの社にのほらせ給、いはし水の程にて御祓あり、○後拾遺「こゝにしもわきて出けん石清水神の心をくみてまらひや 増基法師、右の歌、庵主詞書に、京よりいつる日、やはたにまうて、云云、

○八幡山

八幡若宮歌合、院より侍りけるに、初秋風、月清「八はた山西に嵐の秋ふけは川波まろき淀のあけはの 後京極○家集」とひかける八幡の山のやまはとの鳴なる聲の宮もとゝろに 鎌倉右大臣

○男山 勅撰名所和歌抄云、久世郡、○末社記云、雄徳山古號、

諸神記云、王城守護前朱雀八神神名在、第ナトコヤマノイハシミツホトリ、コメナイ、コ、ソツアイ、ヨリイッ、ノアイ、ノツ、カト、マテ、トナ九町之内於擁護之、○五鳳集、雄徳山、靈廣、西胤神祠發出白雲、巔、護國、威靈永々傳、目進樂章知幾曲、袈裟親侍上公前、○堀川院後百首 臨時祭「男山かさしの花も春なればをみの衣もかはるけふか

な 仲實

○鴿嶺

歷代編年集成云、貞觀二年八月廿三日行教、著山崎、離宮、其夜示現、汝見我住所、即驚見巽、方、男山石清水、記同之、○住吉諸記云、源義詮貞治三年卯月上旬の比、津の國難波の浦みんとて、かの所にまうてけるに、より舟にのりて、中畧八幡山鳩の峰などふし拜て、○鳩嶺集、昔在鷺山宣佛智、今移鳩嶺施神威、法眼性秀

○香爐山 男山、異名也、

八幡愚童記云、右老つたへて、香爐山と云、其形相似たる故也、○末社記云、寶前、馬場、行教始被築之、被名付香呂峰、自馬場、末見渡之處、相似香呂之牧、云云、

○護國寺 在石清水本宮、東一町許、本尊七佛藥師、一也、

宮寺緣起云、石清水素山寺、名也、權現移座男山、以降、更以東面之堂、改爲南面之堂、護國寺是也、號藥師堂、一切經、御願、是爲莊嚴權現鎮護國家也、今、藥師堂是也、長徳元年仲春日、權貞觀四年十月廿三日、太政官符云、應改石清水護國寺、○末社記云、護國寺者造立之願主、草創不知之、大菩薩御遷座以前、之堂也、行教奉崇之、又帳中、古御體、行教作、并藤尾寺之御體奉居之、云云、本尊藥師如來、白檀歟、江帥匡房卿自鎮西、造立十二神將、奉安置當寺、又云、本佛御厨子、前古佛大小有之、延久元年、社務清秀修造之時、取却大小、古佛奉安置丈六、二尊於東

西云云、建久六年十二月八日、檢校成清法印奉鑄等身、藥師如來、光中奉鑄付日光月光并十二神將、種子保延六年、寶殿炎上之時、取集燒銅奉鑄之、云云、○三代實錄云、貞觀十八年五月廿八日甲辰、勅令山城國、每年米三四十二斛、充石清水八幡宮護國寺、永以為例、類聚國史同之
○明月記云、建永元年六月十日、遲明奉參八幡宮寺云云、着高原、一一登坂、於藥師堂御誦經、○薩戒記云、應永卅二年八月四日庚午、今日內臣七人詣七佛藥師、○八幡護國寺、延曆寺根本、東寺、○太秦廣隆寺、法界寺日野、蓼藏法雲寺法勝寺北也、因幡堂

○小塔釋迦多寶、待賢門院御願、舊跡今在大塔東南、號小塔屋敷

末社記云、長承元年八月十六日、供養小塔、社務光清長日仁王講一座、供僧三口、○百練抄云、康元々年三月十八日己酉、八幡、小塔、待賢門院御願、去正治元年燒失、後、無沙汰、今以勸進之力、忍終造營之功、供養也、

○大塔釋迦、多寶、在南樓門之外坤

末社記云、白河院御願、天永三年二月十七日、社務光清長日、勤法華經一卷、仁王講一座、供僧六口、供料所美濃、國明智庄、○百練抄云、天永三年三月十七日、公家供養石清水宮、御塔、○又云、建長五年二月廿一日、上皇御幸石清水、廿五日八幡、大塔供養也、

○寶塔院在東樓門外、巽、俗云琴塔

古事談云、社務補別當、至檢校、歷法印大僧都、剃擬僧正、許香衣、兼帶彌勒寺寶塔院、○末社記云、當山此、塔者破壞顛倒、不知建立、願主、大菩薩御遷座以前之塔也、法花不斷供僧十二口、後一條院、御宇萬壽年中、社務元命被始之、申請官符云云、本尊胎藏、大日、○水旱宸記云、文永

六年八月廿三日、自今日法皇令參籠八幡宮御、朕如例年為御共參也、云云、自掛路、經護國寺、後并寶塔院、着御馬場殿、自南腋橋下御、

○掛路

石清水御幸記云、文應元年八月十日、暑次御參藥師堂云云、但無藥師堂御參、經懸地、猶御步行云云、於坂中乘御、於宿院、南門、外又下御、

○經藏寶殿、乾角

末社記云、白河院、御願、大治三年十月廿二日、於寶前一切經供養之、講師法印寬助、讚衆卅人、建武炎上之時燒亡畢、百練抄云、准御齋會、○本朝續文粹云、白河法皇八幡一切經供養願文、大乘經二千三百九十卷、小乘經六百十八卷、大乘律五十五卷、小乘律四百四十一卷、大乘論五百十五卷、小乘論六百九十五卷、賢聖集五百九十二卷、已上五千三百十二卷、大治三年十月廿二日、敦光朝臣

○經藏馬場

末社記云、建長年中、武藏守平、重時願、建立之、別當行成奉行之、

○經藏馬場、末東

末社記云、後嵯峨院御願、土御門院御經、正嘉三年正月廿日、御幸被供養一切經、御導師興福寺、別當權僧正良盛、兎願延曆寺、大僧正公豪、每年十月五日、一切經會勤行之奉行、行清料所伊賀、國阿保庄、○百練抄云、正嘉二年正月十九日己巳、上皇御幸八幡宮、七々日可有御參籠云云、廿日庚午、上皇於八幡宮被供養一切經、被准御齋會

○經藏鳥居外、子守、傍

末社記云、雖為安宗願不遂宿願、被侵霧之間、權別當元命、安置一切經、遂彼願畢、

○駿河三昧堂馬場末

末社記云、關東駿河守平宗實願主、件塔者天治三年十月十七日、宗實建立之、供養、料所、駿河、國蒲原庄、導師醍醐、法務權僧正勝憲、供僧十二口、法花不斷經、

○新堂藥師奉勸請大菩薩、御休

末社記云、昌泰年中、第三代、別當運真建立之、

○當山寺

末社記云、長日例時有之、供料田有之、近年山上、執行知行之、

○御願三昧堂號隅田、三昧

末社記云、入道大相國建立之、永延元年號一條院、四季勤行懺法、其衆八十四口、云云、供料所紀伊、國隅田庄、

○東三昧堂號馬場三昧、阿彌陀

末社記云、應和元年、村上天皇之御時、第十代別當觀康建立之、長日勤行仁王講一座、阿彌陀經一卷、

○西三昧堂大塔小塔之間、歟

末社記云、永延二、一條、大相國建立之、別當貞芳之時也、今者無堂

○八角堂丈六、阿彌陀

末社記云、順德院之御時、建保年中、善法寺檢校祐清之願、長日阿彌陀供養法一座、

○盛輪院丈六、愛染明王

末社記云、檢校棟清願、寬元四年六月一日、供養之、長日愛染供、供僧三口、為國母仙院、御祈禱所也、

○報恩寺末社記云、阿彌陀料田四町、勤行例時、百練抄云、正治元年二月二日、報恩寺燒

○行願院阿彌陀

末社記云、每日供養法料所橋庄、嘉祿年中、關東二階堂隱岐、入道行西、為將軍家、御菩提并關東御祈建立之、

○傳法院阿彌陀、○末社記云、勤行長日例時、鳥飼、稻吉

○愛染明王堂北谷、今者被移、東谷、號平等王院

末社記云、件堂後善法寺社務宮清建立之、建治二年十二月廿二日、炎上、其後善法寺社務尙清、移東谷再興之、元亨元年甲戌、勅願寺、後宇多院料所信濃國小谷庄、播磨、國舟曳庄、阿波、國萱島庄、丹後、國黑戶庄、備前、國肥土庄、○洞院家記云、御幸元應二年正月廿五日、乙巳、今日太上天皇於石清水社、令行結緣灌頂、給云云、廿七日、丁未酉、刻、法皇自石清水社還御、或人云、昨日法皇渡御愛染堂、尙清法印進、入種、唐物兩宮、法皇宮後一條院二宮、

○地藏堂棧路、善法寺社務宮清建立之、○末社記云、後

○新三昧野阿彌陀三尊、新御堂是也

末社記云、九條攝政道家公、御願、嘉禎三年八月廿日、供養之、不斷法花經料所、讚岐、國本山庄、奉行權別當寶清、

○妙樂寺

末社記云、承平四年、別當總祐建立之。

○釋迦堂

在東樓門、傍。

八幡宮寺年中讚記云、佛名八日、就當山釋迦之佛閣、各疑迹石恭敬之心水、○百練抄云、正治元年二月二日寅時、石清水山上釋迦堂、西、三昧堂白河院、大塔小塔待賢門院御願、報恩寺鐘樓等燒失、○吉野詣記云、稱名院男山八幡にまゐり、歸るさ釋迦のおしします堂にて、ある人酒すゝめてかへりぬ、

○不動堂

○護摩堂

元長卿記云、永正五年二月五日、雖不風吹護國寺、傍、楠、大木顛倒、不動堂、護摩堂、等破損云、

○馬場

末社記云、寶前、馬場行教始被築之、

○馬場殿

管見記云、弘安十一年正月廿六日、太上天皇有臨幸石清水云云、御登山經藥師堂、後、自馬場殿、東、石橋、被密御輿、

○阿彌陀院

管見記云、永享八年二月十二日、今日祈年穀、奉幣發遣、日也、兼八幡、向南山、登猪鼻、步行入宿坊、號阿彌陀院、淨花院末寺也、件、長老借與之、社頭近々究竟、所也、

○柳房

管見記云、弘安十一年正月廿六日、予即退、出于宿所、別當清備之、號、柳房、先々、所也、

○任覺坊

東鑑云、文治六年十月、二品御入洛云云、參石清水給、於八幡宮、神馬一疋、銀劔一腰被奉之、馬場、御所、雖儲御馱餉、依無便入、御于任覺坊、今宵御逗留、御通夜御寶前也、

○柳禪尼寺

感身學正記云、弘長元年十月十日、參八幡宮山上、臨夜陰、柳禪尼寺十七人授菩薩戒、

○新勝寺男山

五鳳集、○西九月、余偶遊南、男山、々々、佳寺、號新勝者其甲也、昇序、照春、百尺、畫樓開倚天、主人一啖坐、雲烟、山聲、曉楚、欄干、上、水猷、晴吳、几案、前、菊在、東籬、過、節、僅、梅從、南園、得、春先、報、君別後、回頭看、中、夜、僧歸、載、月、船、

○待宵小侍從舊跡

社家說云、曰、秋冬、坊、今、絶、舊跡在、椿、坊、後山、

高倉院御時、内にさふらひけるか、さまかへて八幡の御山にこもりぬとき、て、刑部卿頼輔もとより、君いさひ雨夜の月か雲より人にあられて山に入ぬる、と申をくりて侍ける、返事に、玉葉すむかひもなく、雲に有明の月の何とかわるもあられん、小侍從、頼輔家集詞書云、大宮小侍從あまになりて、や、たの、内山にこもりぬ、まき、て、云、云、

○猪鼻

自下院、登八幡山、有三、道、石、鳥居道、云、猪鼻、放生會、神幸、路也、

公事根源云、放生會早且にゐのはなを神興くたらせ給ふ、○園太曆云、正應三年八月十六日、八幡宮守言上云、昨日戌尅、放生大會事終後、神興還御之時、於常山、大坂猪、鼻第三、神興、御劔、令落地給、○又云、貞和二年八月十七日、法印定清狀云、放生會御行之時、三神、興於大坂猪、鼻打落、就中璽御宮令落了、大治二年九月十一日、宮守所司等請文云、件、璽御宮者當宮建、立最初、物也、然者祖師行教幡、被始置敷、不銘日時。

○大坂宮自猪鼻至本坂路也。

古事談云、月、夜吹、笛有祭、猪、鼻之者元正、於山、井、私宅、聞之、不聞知之樂也、或奇走、登大坂、隱、藪、見、之、青衣、被帶、劔、之僧也、元正問云、何人乎、其時、衣、被脫、法師ソカシト云、見之山路、權、寺主永真也、元正問云、所被吹何樂哉、永真答云、萬歲樂、逆吹也、

○狩尾社坐八幡宮、西半里許山中。

或云舊記云、件、神、石清水、地主、社也、即大國玉、命、又或云、神三坐國常立、尊、大己貴、命、天、兒屋根、命、云云、八幡宮遷坐以前所勸請也、○勸進、とに諸檀那の助成をかうふりて、黒漆の厨子を建立して、そのなかにも、ひとくの靈像を、安置してまつらむとこふ狀、大菩薩御體佛舍利を、御身に、、わか宮の御躰御舍利ニヤクツ、若宮殿御躰御舍利、武内御躰御舍利、かはらの御躰御舍利、とかのをの御躰御舍利、くたんの御躰は、神をうやまひたてまつるあまり、うつしたてまつらんとす、嘉祿元年九月十二日、法印大和尚位宗清

○足立寺石清水社、大塔より葛葉村へ下レ十町許麓ニ舊跡アリ、願寺ノ舊跡歟、

神皇正統記云、清麿神威をたふとひ申て、河内國に寺を立て、神願寺といふ、後に高雄の山に

うつし立、今の神護寺是なり、○新古今「ありきつゝ、來つゝみれともいさきよき人の心を我忘れめや、袋草紙云、是は孝謙天皇弓削、法皇に讓、位給ふ時、和氣清麿を使として、令申宇佐宮給ふ之時、歸來て奏、不許之由、仍法皇怒て、清麿の足をきりて、うつは舟に乗て流之、于時宇佐宮に流れよる、彼御神清丸か清廉をわはれみて、誦此歌、清麿か膝を撫給し時、足満足云々、永享五年、普廣院殿、奉納、緣起同之。○緣起云、清丸歸依の餘に、一の伽藍をたてまつらんといふ、願を立所に、後謠宣に、男山に建立すへしと告給ひしかは、八幡山の奥に伽藍をたて、彌勒菩薩を安置し奉り、足立寺と名付たり、和氣の氏寺として今に有となん、

○下院又云宿院、八幡宮御旅所也、在放生川傍。

社記云、貞觀二年六月十五日、行教造、神殿云云、○山槐記云、永曆元年八月廿日乙丑、今日石清水行幸也、上皇於鳥羽、新大納言光賴卿、宿所。有御見物、中暑著、御宿院頓宮、

○厄盡會正月十九日、貴賤參拜宿院。

康富記云、享德四年正月十九日、石清水八幡宮、厄盡會延引歟、神興自舊冬、有下御、坐絹屋殿、放生會不被行之間、未及還幸云云、

○極樂寺在宿院内、○百練抄云、宿院極樂寺。

末社記云、元慶二年、別當安宗、下院極樂寺草創、又云、自元慶八年三月廿七日、始造極樂寺、○百練抄云、建久元年八月十五日己酉、放生會也、神興令下於極樂寺、○八幡宮護國寺緣起云、大安寺傳燈、大法師位安宗謹言、伽藍壹院號曰極樂寺、在山城國久世郡、右件、寺、奉、爲石清水八科手、シナチン、上里。

幡大菩薩三所、君達、梵天帝釋、天神地祇、兼、師僧父母、六親眷屬、三有法界、有識無識、皆悉爲令往、生極樂淨土、以去元慶漆年、始所建立也。○園太曆云、觀應元年四月七日、八幡、檢校朗清法印來云、去正月、比、極樂寺、本尊阿彌陀藥師二體三體悉發、御汗、

○絹屋殿宿院、南一町許、安居、橋、西、南、每年放生會之時歸之、

親基日記云、寬正六年八月十五日、石清水八幡宮放生會、上卿室町殿十四日、夜、才刻御出御、成善法寺、御臺樣神幸之時、絹屋殿、前立御輿、御拜見也、同其、夜還御、

○安宗、墳在下院、西神宮寺、後、山、

○高房元在宿院北、後、今、上卿屋敷舊跡也、

中右記云、嘉承元年十月三日、今日臨時、奉幣十社、使、石清水下官宿所、宿院號、高房、○部類抄云、延慶二年五月十七日、己亥天暗、今日八幡御幸也、中畧先入、御高房、御所、頃之渡、御馬場殿、御所、可有御行水、又可、被、聞、召、供、御、云、云、

○大石塔在極樂寺、西傍、高良明神、北、

八幡宮寺年中讚記志水、唯心上人、文永十二年二月、云、我、カ、山、天氣觸境、地形感淵、南、望、有、八、駿、勝負之場、春草生而行路細、北顧、亦有一乘安置之塚、秋苔深、而滑石舊、又云、高良大明神、傍、自往代、有二基、石塔、建立安置、依、有、其、由、緒、稱揚讚歎、每年春秋二季、三月、晦日、塔婆、前拂、舊苔而爲道場、

○神宮寺號、大乘院、在宿院、北科手、シナテ、里、○中興、祖、叙、尊、改、○按、天平勝寶元年十一月、八幡託宣向、ヒ、京、(東、爲、律、院、今、千、手、堂、古、金、堂、也、此外諸堂アリト云云、大寺)大神(一座)比咩神(一座)東大寺、八幡宮

是也、○續日本紀云、神護景雲元年、始造八幡比賣神宮寺云云、是東大寺二被造歟、貞觀年中、石清水宮遷坐、時、准、之、神宮寺被置ナルヘシ、但此、時、伽藍寺院未成云云、○寺家說云、寬治二年、奉、勅、賴、清、法、印、建、寺、院、伽、藍、云、云、又、云、弘安四年、詔、叙、尊、於、男、山、爲、真、跡、退、治、御、所、被、行、仁、王、會、云、云、以、當、寺、爲、律、法、弘、通、道、場、以、叙、尊、諡、興、正、菩薩、爲、中、興、祖、以、良、賢、諱、道、禪、爲、住、持、云、云、又、云、當時、坤、隅、大、殿、時、相、並、(土人稱若神)其、体、似、屏、障、殿、中、ヨリ、靈、水、涌、出、之、叙、尊、酌、之、爲、加、持、水、○土人相傳此處稱、南、岩、藏、

帝王編年記云、大乘院久世郡男山、○管見記云、正長元年九月十五日、今日石清水放生會也、依、天、下、觸、穢、去、月、延、引、云、云、仍、昨、夕、出、京、下、着、宿、坊、大、乘、院、○鳩、嶺、集、大乘院、即、時、釋、素、曉、華、磬、響、幽、深、夜、月、松、鐘、聲、遠、夕、陽、山、

○放生河源出、自、河、內、國、烏、帽子、山、又、木、津、川、分、流、廻、男、山、麓、末、入、淀、川、

石清水御幸記云、文應元年八月九日、到、于、放、生、川、北、邊、宮、守、亘、浮、橋、○齋藤親基日記云、寬正六年八月十六日、刻、大、水、出、溢、山、城、半、國、放、生、川、如、大、海、放、生、川、橋、上、下、二、共、流、失、丁、反、橋、者、半、分、相、殘、○京、花、集、橫、川、南、有、男、山、護、帝、城、女、郎、花、下、雨、初、晴、祭、神、如、在、中、秋、夜、月、白、放、生、河、畔、明、○草、根、集、八、は、た、山、麓、の、川、に、み、ゆ、き、し、て、か、へ、る、坂、ち、に、出、る、望、月、正、徹

○高橋曰、架、放、生、川、之、反、橋、也、此、橋、下、民、家、呼、高、橋、在、家、

末社記云、天喜三年、社、務、清、成、南、樂、屋、中、門、高、橋、等、始、造、之、○太、平、記、云、佐、羅、科、ニ、支、ヘ、テ、戰、フ、軍、イ、マ、タ、半、ナ、ル、ニ、高、橋、ノ、在、家、ヨ、リ、神、火、燃、出、テ、

○如法經塚

園太曆云、觀應三年四月廿六日、諸、方、攻、寄、之、間、行、幸、山、上、細、川、與、州、豫、州、元、氏、以、下、山、上、自、後、廻、寄、稱、經、塚、之、所、取、陣、○太、平、記、云、細、川、陸、奧、守、同、相、模、守、ハ、真、木、葛、葉、ヲ、打、廻、テ、八、幡、ノ、西、

尾崎如法經塚ノ上ニ陣ヲ取ル、又云、宿院ノ後ヲ廻テ如法經塚ヘ押寄ル、
○惣門

管見記云、弘安十一年正月廿六日、太上天皇臨幸石清水宮、於八幡惣門ノ内乘晴馬於橋、
西瓜下馬、殿上人前行、立極樂寺東南邊、

○財園院 今常盤口ニ有辨財天社此地也、
土人云、今院絶田、字ヲ呼財園寺、

蓮門宗派云、本朝覺道住八幡財園院、○太平記云、山名右衛門、佐財園院ニ陣ヲ取レハ、左兵衛督猶守堂口ニ支ヘテ防カントス、

○佐羅科 在男山、西麓足立寺邊、從葛葉登、
八幡山通路也、土人サラスナト呼リ、

光明寺藏書殘篇云、赤坂城一手ハ北自八幡至佐郎路、○園太曆云、貞和四年正月六日、昨日武藏守師直爲攻東條自佐々羅攻向、○太平記云、八幡合戰和泉河内ノ軍勢ハ、佐羅科ニ支ヘテ、

○園殿口 今石清水神領八郷内、園郷、安居橋、南有園町、

太平記云、顯能卿ハ兵三千餘騎園殿口ニ支ヘテ、

○園寺 號法園寺、
在園町、

緣起云、基開律師諱聖守、號中道、和州人也、云云、石清水、檢校行清、新建法園寺、延守爲開

山、正應四年十一月二十七日化、塔於寺西北隅、○愚童訓云、文永五年、當社ニハ二月五日、

每日被行仁王講、同十三日十四日、善法寺長老實相房園、長老中道房ヲ先トシテ、持戒淨

侶三十人、大般若經ヲ轉讀セラル、○太平記 毛利家本、
天正本云、北畠顯能ハ徒ニ繩手ヲ引越テ、園寺口

ニ陣ヲトル、
○桃井塚 在子山下、其處不詳、

太平記云、八幡山下四方ニ尺地モ不殘充滿タリ、畧桃井塚ト名付タルハ、直常兄弟合戰ノ在所也、

○守堂口 太平記云、左兵衛督ハ、
守堂口ニ支ヘテ、

○山路 今安居橋南ヲ號山路町、八幡神領八郷内、
内四郷常盤科手山路園

古事談云、寺主永眞○山井 今在園、
町南、山井ト云所ニ住スト云云、或書云、景茂、歌人也、集ニ入レリ、

古事談云、猪鼻之者元正於山井私宅聞之、下畧、十訓抄云、元正ハ、
八幡樂人、

○善法寺 今在善法寺社務ノ境内、呼西ノ寺、社務宮清創之、云云、開基實相上人、

愚童訓云、文永五年三月十三日十四日、善法寺長老實相房園、長老中道房ヲ先トシテ、持戒淨侶三十人、大般若ヲ轉讀セラル、○海人藻芥云、八幡社務者武内大臣、後胤、善法寺、新善法寺、田中、

北南平等王院、檀竹、駿河ノ小路、此輩號祠官、○兼治宿禰記云、明德四年八月十五日戊子、石清水放生會也、上卿左大臣殿、源義滿公云云、善法寺御宿、

○實相律師傳云、師諱圓照、號實相、中道律師之胞弟也、

○紀氏系圖 ○成清 號善法寺又彌、
勤寺社務、 ○永清 號新善法寺、
權別法眼、 ○行清 檢別法印大僧都、
號田中社務、 ○農清 號平等、
王寺、 ○棟清 別權大、
僧都號、

○往生要寺

檀法 ○朗清 號西竹、
法印、 ○統清 東竹、

新加通記第十八 山城名勝志卷十八

萬里小路大納言時房卿子記云、應永廿六年八月十二日、酉刻、向善法律寺、謁廣橋大納言云云、次着予カ宿坊、往生十五日放生會也、上卿内大臣殿義持公

○田中

太平記云、正平七年北朝文和元年閏二月十九日、八幡へ行幸成テ田中法印天正本云名定清カ坊ヲ皇居ニ成サレ、赤井大渡ニ關ヲ居テ、兵山上山下ニ充満、○中院通秀卿記云、文明十三年四月八日、昨日親王、御方、八幡宮御參詣、於田中生清法印坊儲一献、種々結構云云、

○清水

男山麓南邊ヲ號清水

砂石集云、近比八幡ノ清水ト云所ニ、唯心房ノ上人トテ、貴キ眞言師聞ヘキ、廣澤ノ壽保院ノ流ヲ傳フト云云、文永ノ末ノ比ニヤ、貽藏ノ行法ノ後、鈴モフラスノ、禮盤ノ上ニノ入滅ス、○親長卿記云、文明十一年三月二日、參詣住吉天王寺高野山之志也、先於八幡清水晝馱餉、

○正法寺

號德迎山、在男山下清水、尾州大納言源義直卿御母相應院之菩提所也、圓誓法師創正法寺、本尊彌陀、願寺、遂補、知、願寺住職、

知恩寺記曰、廿五世傳譽拜後柏原院繪旨、自八幡、正法寺住職、又隱居德迎山正法寺、○後奈良院繪旨、八幡之自筆、像雖有禁中、傳譽上人依所望、令感德之者也、且者末代之可爲結縁之由、天氣所候也、仍執達如件、天文十六年七月廿六日 左中辨

○繪旨

德向山正法寺、爲勅願寺可奉致、御祈禱者、天氣如此悉之以狀、天文十五年十一月十六日 右中辨傳譽上人御坊

○女塚

在清水南十町許、土人其地曰女郎花、チミナヘシ、墳ヲ呼女郎墓、小野賴風カ妻ノ古墳ト云、今一所放生川、河上土人泪川ト云、此川、南端八幡山下町筋ヨリ東ニ又號女郎アアリ、

改曆雜事記云、大同元年、小野賴風カ妻化女郎花、○藻鹽草云、平城天皇の御時、小野賴風といふ人男山に住けり、京の女と契りしのうち、彼女八幡へ尋ゆきて、賴風か事をとふ、家なる者答云、此程はしめたる女房ましますか、其所へ行給ふとこたふ、此女うらめしく思ひて、八幡の川の端に山吹重の衣ぬき捨、身をなけ死けり、其衣くちて女郎花生出たるとなり、○古今序に、男山のむかしを思ひ出て、をみなへしの一時をくねるにも、歌をいひてそなくさめける、

○那羅

和名抄云、久世郡、○男山、東木津川、西端有上下二村、

三代實錄云、元慶六年五月廿一日、久世郡奈良野樵夫牧豎之外莫聽放鷹追兔、○類聚雜要抄云、山城國奈良、御園瓜茄子、○内膳司式云、園神奈良、園三座、○古文書云、賣渡進作手島、新立券文事合壹段者、

○辨進

在奈真郷右件、畠元者中原氏二女之相傳、私領也、中畠但領家者賀茂御領、地子物芋伍升、追年無懈、賣人中原氏、女嫡男紀

○奈美郷

和名抄云、久世郡、

内膳司式云、園、地京北、園十八町、奈良、園六町、山科、園九段、奈美、園五町、羽束志、園九段、泉園一町、又云園神奈美、園一座、○類聚雜要抄云、奈美、御園瓜茄子、○年中行事秘抄云、山城國園、御園、桓武天皇所建給也、

○那紀郷

和名抄云、久世郡、○名木河八雲御抄云、山城、

萬九「衣手のなきの川邊を春雨にわれ立ぬると我おもふらんか、山城 讀人不知

○八幡伏拜

在男山南半里許、又宇治、坂邊有八幡伏拜、

兵範記云、保元三年二月廿八日、天皇行幸春日御社云云、經作道并鳥羽、中、午、刻着御頓宮、云云、右府殿逐電、令發向給、於八幡伏拜下御馬、一段許令步行給、

○荒坂山 八幡山、南有石清水遙拜所、土人號伏拜、自是南三町許有通河內國路、號荒坂越。

太平記云、八幡合戰和楠紀伊國勢二千餘騎、皆荒坂山へ打向テ、爰ヲ支ヘント扣ヘタリ、

○洞ヶ峠 在八幡山、南半里餘、坂上有楠一株、是山城河内、界也、今云南峠。

園太曆云、觀應三年二月二十八日、宇治、手合戰事、赤松勢取陣於洞ヶ峠、ホラカテ下ノ南邊、○太平記云、

八幡合戰八幡ハ究竟ノ要害ナルニ、赤井ノ橋ヲ引テ、畿内ノ官軍七千餘騎ニテ楯籠タリ、三方ハ大

河隔テ橋モナク舟モナシ云云、宰相中將殿三萬餘騎ノ勢ヲ卒シ、宇治路ヲ廻テ木津川ヲ打渡

リ、洞ヶ峠ニ陣ヲ取ントス、是ハ河内東條ノ通路ヲ塞テ、敵ヲ兵糧ニ攻ン爲ナリ、

○石田 八幡山、巽一里半許有岩田村、今屬綴喜郡、森、內有社、此村、氏神也、是石田、神社歟。

神名帳云、石田、神社、久世郡、

○石田小野 勅撰名所和歌抄云、久世郡、宇治、郡歟、津守國基の歌に、冬のくる石田の小野の

吉野詣記云、稱名院いはたのおのなといふ所を過テ、天神の森にいたりたきゝなどいふとこ

ろみやり云々、○千載「雉子なくいはたの小野のつは葦まめさすはかり成にける哉 顯季

○水度神社三座 神名帳云、久世郡、

神名帳頭注云、山城風土記云、久世郡水渡社、ミト社名天照高彌牟須比命、和多都彌豐玉比賣命、先

師案風土記、天照太神高產靈豐玉姬、命三神、尤有由緒者也、○三代實錄云、貞觀元年正月廿

七日、奉授正六位上水度、神ニ從五位下、

○荒見神社 神名帳云、久世郡、 ○雙栗神社三座 神名帳云、久世郡、

三代實錄云、貞觀元年正月廿七日、奉授正六位上雙栗、神無位小社、神ニ並從五位下、

○且椋神社 神名帳云、久世郡、 ○室城神社 神名帳云、久世郡、 ○拜志郷 和名抄云、久世郡、 ○羽栗郷 和名抄云、久世郡、

○殖栗郷 和名抄云、久世郡、 ○竹淵郷 和名抄云、久世郡、 ○愛發別墅

續日本後紀云、承和十年九月辛丑、正三位藤原朝臣愛發、在山城國久勢郡、別墅而薨、年五十

七、○藤氏系圖、愛發、眞楯、孫、内鷹、第七男、

○精進御園

山槐記云、治承三年二月八日、春日祭也、中畧於一、坂有畫、儲、內藏頭經房朝臣、仰精進、御園

沙汰人武者所時親、所儲也、○東鑑云、元曆二年三月二日、內藏寮領山城國精進、御園、事、可

令刑部、丞信親領掌、

○萬福寺

翰林蒞蘆集云、萬福開基殊峯勝公禪師、三十三年、拈香、山城州久世、郡萬福禪寺住持景孚原公記室禪師、文龜三年歲舍

癸亥、十一月二十日、伏值開基殊峯勝公禪師三十三白遠忌之辰、

○牧野田寺

以呂波字類抄曰、牧野田寺、在山城國久世郡、見于弘仁格云云、

○百舌鳥原 久世郡風土記云、南、限、百舌鳥原云云、

袖中抄云、童蒙抄云、もす野とい、山城國にある野をいふなり、

○平間山

久世郡風土記云、出名杉及靈竹、每歲冬至之後、初甲日、兵庫寮之掌取竹便以箭、穗掛神二座、在_二山_一、南一千步、

○尾山

風土記云、出_二大材并多_一諸鳥、稚日本根子彦日日天皇三年丙戌冬、此山出_二光數日_一、土人恐之、又奇之、而告_二率川宮_一、_二連清域_一往而察之、課_二土人_一令狩_二山_一、出_二一鳥_一、土人不曉之、形賤而黑色、大羽、取_二他_一鳥、_二連清域_一搏之奉_二率川宮_一、又無難、

○秦賀瀬川

風土記云、柚野目良川之末也、川小、而少_二鱗類_一、出_二奇沙_一、似_二金澣_一、大者如玉、

○畦日川

風土記云、出_二鮎鱒等_一、小川之末也、

○長野川

風土記云、_二少_一鱗類、_二去_一川百步餘_二座_一神、申_二倉稻神_一、每秋祭之、

○藤岡

風土記云、岡頭_二神座_一、天_二穗日_一、命_二二座_一、以_二仲夏初癸_一祭之、土人以_二麥_一爲_二神供_一之料、

○蘇我岡

風土記云、氣長足姬尊□□□□武内宿禰屯軍、土人多枯死、出_二屋財贖_一之、武内薨往之後祭、玆

○友田保

風土記云、出_二藥草_一、總三十種充_二寮之公田_一、_二稚足彦尊_一二年免_二每貢_一、

○松保

風土記云、出_二馬_一、柄仙草、_二充_一寮用、

○露水保

風土記云、_二健角見命_一也、又座_二級喜_一、成田井神、土人四時四度祭之、當郡三宮也、

○霜并(井カ)堤

風土記云、_二去來穗別尊_一二年水霜枯_二田島_一、_二土人_一愁訴不止、
以_二搆_一之、亦愁訴無聽、

山城名勝志附錄久世郡

○馬島土人云、木津川、末、御牧村、内藤和田、邊ニヤ、
按、美豆御牧、馬ヲ放チ飼シ所ナルニヤ、

活所遺稿云、在_二淀河_一、大閣放_二朝鮮_一、馬之處、云云、同豊臣大閣伐_二朝鮮_一、未_二戡_一諸軍身已僊、却似

華陽歸放_二事_一、地名_二馬島_一、幾年_一傳、

○縣社在_二宇治平等院_一、西森_一、内、土人云、所_二祭_一、宇治左府賴
長公也、云云、祭_二五月五日_一、或云、社號_二宇治縣社_一、

○瀧本坊在_二八幡山_一、石清水_一、邊也、松花堂_二壺々翁_一昭乘_二坊_一也、
松花堂者昭乘退院_一、地_二而今在_一泉_一、房、

覆醬集悼南山此老從來與俗殊、自工草隸得規模、琰浮夢覺歸空界、聲價爭傳水墨圖、○八幡の瀧本坊身まかりしに、松花堂舉白集「かたみかなおつといみれと音無の瀧もとゝろに袖なかれて 長嘯

○萩房在八幡山

八幡山にて なげや鹿なかすは皮をはきの坊 宗祇

○細橋石清水寶塔前

服忌令云、石清水參詣人、細橋不可渡、當日穢也、云云、

○長福寺在八幡山下、豐澤五代拾變上人開基、今山下樂座、云所拾變上人六字、名號アリ、長八間幅七尺五寸、康永三年八月、七十三才云云、今芝座惣堂安之、

山城名勝志卷第十八畢

山城名勝志卷第十九

綴喜郡部

○綴喜郷和名抄云、綴喜郡、八雲御抄云、綴喜里、(山城)

百首「風かよふつゝきの里の梅かゝをそらにへたつる中垣そらき 宗良親王

○原

萬十二 短歌「あをによしなら山越て山代のつゝきの原にちはやふる口○光明峯寺入道家百首 原上

「たかりにつゝきの原の夕かすみ煙もみえり宿のからまし 家隆

○岡武藏國有、同名

白河殿七百首「いかにせんつゝきの岡の葛の葉の恨てのちのち又も歸らす 光俊

○山

建長八年百首歌合「あら磯のつゝきの山の風こえてをちかた人にかくるゑら浪 後九條内大臣
右歌判者光俊朝臣云、筒木の岡、日本紀に見え侍れば、山と岡といふるくよめるともまゝ侍れり、
さもやなとたよりつき侍るほとに、彼岡の潮海のあたりと見え侍らぬにや、今歌只あら磯
につゝきたる山より風越て、遠方人に浪をかけるにこそ、

○綴喜宮筒城岡、南

日本紀云、仁德天皇二十年秋九月、天皇伺皇后不在、而娶八田皇女納於宮中、時皇后到難波、濟聞天皇合八田皇女而大恨之、中畧更還山背興宮室於筒城、岡南居之、冬十月甲申、遣的臣祖口持臣喚皇后、爰口持臣至筒城、宮雖謁皇后、而默之不答、時口持臣沾雪雨、以經日夜、伏于皇后殿前、而不避、於是口持臣之妹國依媛、仕皇后、適是時侍皇后之側、見其兄沾雨、而流涕之、歌曰、「山城のつゝきの宮にもものまうす我せをみれり涙くましも

○都土人云、今不知其地、但與戸村與陀々羅村邊有宮、口又御所、内云所、方一里半許地也、是都舊地歟云云、

日本紀云、繼体天皇五年十月、遷都山背、筒城、○舊事紀云、都遷山背、謂筒城宮、

○山背河今木津川也、

日本紀云、仁德卷皇后不還、猶行之、至山背河而歌云、「つゝきてふ山背河を、かゝのほり
わかのはれまく、川くまにたちさかゆるも、もいたらすへをまの木の、おほきみろかも、
○按、綴喜相樂兩郡ノ間ニ、古ハ山背ト云所有ケルニヤ、今モ此邊ヲ凡テ山城ト呼ナラハセリ、
○今昔物語云、攝津國邊ヨリ京ニ上ケル男、羅城門ノ下ニ立テリケルニ、山城ノ方ヨリ人共數アマ來、下畧
ヲキノ者共、馳集、下畧、治田原山城

○多奈久良野 類名所和歌集、手枕野入大和國、按、當國歟、神名帳、棚倉、社在山城國、大安寺流記、山背、國相樂郡棚倉ト云、

勝地吐懷編云、手枕野山城本名棚倉野、萬葉に多奈久良と云る也云云、○大安寺伽藍緣起并
流記資財帳云、處々庄山城國三處、相樂郡一棚倉、凡屋、東谷、上西路、南川、北南大家野之堺
限、天正廿年六月十七日、佐官業了僧願清○萬十九「手束弓手にとりもちて朝狩に君の立いぬ
たなくらの野に、治部卿船主、右歌、久邇都時、歌云云、

○棚倉孫神 社名帳云、綴喜郡、

三代實錄云、貞觀元年正月廿七日、奉授從五位下棚倉孫、神樺井月讀、神並從五位上、

○樺井月神社 神名帳云、綴喜郡、

類聚國史云、貞觀元年九月八日庚申、山城國樺井、神遣使、奉幣爲風雨祈焉、○續日本後紀
云、承和十二年五月乙卯、山城國言、綴喜相樂兩郡、境內蟲虫殊多、云云、綴喜郡樺井、社及道
路、鬼更爲祟、即遣使祈謝之、

○松井村 在八幡山、巽大住村、北、

續日本紀云、天平神護元年八月庚申、朔綾益女 紀朝臣和氣王、舍人親王孫、氣王妾、坐謀反誅セラル、於綴喜郡松井村、○康

富記云、寶德三年九月四日、大住、庄與松井村、百姓就草刈場塙相論、

○成願寺 松井郷

鐘銘云、山城國松井郷成願寺鐘、當伽藍、沙彌佛阿同宿尼法阿、弘長三年始置、不斷念佛、云云、今
奉鑄此鐘、爲伽藍安穩、興隆佛法、廣作佛事、郷内泰平、諸人快樂、乃至法界、平等利益、
文保三年己未卯月八日、沙彌十念敬白
願主比丘尼法阿、眞慶、僧西念、大工伊勢田爲依、○此鐘今在子江州東坂本小寺之内、

○大住郷 和名抄云、綴喜郡、松井村、南手、ハラ川、北ニアリ、

東鑑云、文曆二年五月廿三日乙卯、石清水八幡宮寺興福寺、有確執及喧嘩等云云、是薪大住兩
庄用水相論之故也、大住、庄興福寺領、薪御、園石清水八幡宮領、○康富記云、文安五年正月六日、自山城國大住隼人司領
公事物七種菜、十二把上、三把未進、又云、當國大住、庄、内隼人領、大嘗會田、申、田地一町二反有之、大嘗
會、時參洛、於官廳、奏風俗、舞人役是也、

○薪庄 大住村、巽天神、森、乾、有、薪村、東鑑、薪、御園云云、

百練抄云、嘉禎元年六月三日甲子、武士多發、向八幡、方、是南都領大住、庄、與石清水、領薪、
庄水論、遣實檢使、可被裁許之由、被仰下之處、南都、惡徒等、可燒拂八幡之由風聞、之間、
爲防禦、遣勇士也、官軍以前衆徒、燒拂八幡領薪、園畢、○翰林五鳳集、薪里偶題、惟高、家有山妻、非
法喜、機雖、衲子、只波旬、秘魔、奴下、猫兒、躍、買得、姦錢、十二緡、

○酬恩菴 在薪村、號靈、元、大應國師正應年中、創、沙勝庵、後、一休康正年中、再興、方丈、額、酬恩庵、瑞山妙勝寺、一休書、法堂、後、有、妙勝寺、安、大應、像、慈揚塔、一休壽像、額、自書、

一休年譜云、康正二年丙子、薪之妙勝、乃大應國師之道場、而祖堂未塑遺像、僉曰、缺典、ナリト、師

フト見テ夢覺ヌ、

○伽和羅今天神、森、巽、草内村ノ乾ニ

日本紀崇神天皇卷云、進到輪韓河、垣安彦挾河屯之、各相挑焉、故時人改號其河曰挑河、今謂之

泉河訛也、云云、其軍衆脅退、則追破於河、北而斬首過半、屍骨多溢、故號

其處曰羽振苑、亦其卒怖走、尿漏于褲、乃脫甲而逃之、知不得免、叩頭曰我君故時人號

其脫甲處曰伽和藍、禪尿處曰尿禪、今謂樟葉訛也、○源大館持房行狀云、所食之諸

邑之内、山城有草内、有飯岡、有河原村、有田邊、文龜三年、草内、河原村、巽、飯岡、草内、巽、河原村、天

飯岡在木津川、西、端草内村、巽、山本村、北

能因歌枕云、いひをか○今昔物語云、飯岳山城國、綴喜郡○古文書云、御判壹萬部御經料所、山城國草

内、郷内飯岡、永享四年五月廿五日、貞連○飯岡、鐘銘云、雍州綴喜郡、飯岡者此嶂、人里不近不

遠、而真俗不背云云、此岡者在國中田園内、東、木津河布岩崎、盤石、故洪水不漂破、西、屏

天王山、則大風不崩、北、草肉郷、常揚民竈、南、山本村、時掉賣買船矣、東西量及十町、高

二町餘所、唯松樹茂、南北平地、而有入人家、山頭墳冢耳、其中大者二三、岡、震有、天滿天

神宮、未知移者、尙有、大墓所、昔行基菩薩封所、寛永十六年二月 日 良定上人入觀

袋中

○湯岳飯岡同所歟法隆寺記云、嘉禎四年戊戌八月上旬、六波羅將軍法隆寺、太子、寶物、可下令上洛給之旨被仰

十一日癸丑御入洛、御舍利之外、御寶物皆具也、恐水難不乘船、但泚一度乘船、湯岡上渡也、

○區毗岳類聚國史云、仁明天皇、天長十年十月辛卯、勅、山城國綴喜郡、區毗岳一處爲圓提寺、地、○以呂

類抄云、圓提寺、相樂郡持山、

○昨岡神社神名帳云、按、下狛村、毘岡天神、社アリ、疑ク、昨岡、神社乎、但今下狛村、屬相樂郡、○馬昨山八雲御抄云、まぐひ山、

仙覺抄云、むまぐひ山といふ、いつみ川にそひたる山也、○泉河邊作歌、萬九「春草に馬昨

山を越くなる鴈の使、宿すきぬなり○現六「夏きていといしけみにかる草の馬くひ山のさ

かりとを見る

○山本郷和名抄云、綴喜郡、在飯岡、岡村、南、

續日本紀云、和銅四年正月丁未、始置都、亭驛、山背國相樂郡岡田、驛、綴喜郡山本、驛、○三代實

錄云、貞觀十二年七月廿九日己卯、山城國言、綴喜郡山本郷、山類、裂隙、長二十二丈、廣五丈、一

尺深八尺、底、廣四丈八尺、相去七丈、小山堆起、草木無變動、○太子傳云、太子於所々池ヲ掘ラ

セラル、山本ノ池、井手ノ池、小階ノ池、瀧地ノ池、草内ノ池、云云、○建久二年、右少辨資實に、山

本の庄を給へたるよし聞て、おほちの日野の民部卿入道の許より、よろこぶよし申とて、一

絶をつかひしたるをみれば、書所懷呈子孫、拾玉集、孫枝子葉、誇恩日、枯木自然如遇春、水

薺徒今宜詠謝、後榮不識七旬、身、老沙彌如之、これを見て、和してつかひすとて、同「木

のもと春にあふなる春なれば老木に花もさかさらめや、 慈鎮

○普賢寺 今天王村、南有普賢寺谷、土人云、今普賢寺ハ、絶、義昭公退居、地ヲ號尊延寺、但屬河内國、天ノ川出、城州天神、森坂路也。 ○或記云、天正元年七月、攻真木、島大破之、放火、義昭力盡奔普賢寺、請罪曰、願宥死、

○志摩郷 和名抄云、綴喜郡、○今長池西有志摩村、此地歟、 ○綴喜御靈 今坐志摩村、號志摩、御靈、此社歟、

神祇拾遺云、八所、御文、大夫、田麻呂綴喜、御靈是也、

○梨間宿 長池町、南有、奈島村、

太平記云、笠置軍此ノ手ハ梨間、宿ノハツレヨリ、市野邊山ノ麓ヲ廻テ追手ヘ向フ、

○丈六堂 奈島村、巽奈良道ニ有、松一村、丈六堂舊跡也、土人誤テ呼十六、芝、

吉記云、丈六堂、伴者不嫌穢氣、不擇上下、諸人所寄宿也、○百練抄云、永萬元年十月廿七日、南京、衆徒爲先神輿、渡木津川、宿丈六堂、邊、○古事談云、南京、永超僧都ハ無魚肉之限者、非時モ都テ不食之人也、公請ヲ勤テ在京之時、久不魚食、窮屈シテ下向之間、於丈六堂邊、晝破子之時、弟子一人近邊之在家ニテ、魚味ヲ乞テ令勸之云云、伴、魚、主、後日ニ見夢様、オンシゲナル者共、在家ヲ註ケルニ、我家ヲ註除ケレバ、問子細之處ニ、使者等云、永超僧都ニ贊立之所也、仍註除之云云、其年此村在家悉不遁疾病、死者甚多、此魚主宅一字免其、難云云、○宇治拾遺 ○盛衰記云、新野ノ池ヲモ打過テ、丈六堂ノ邊ヲ過給ヘハ、

○社 今丈六堂、芝ト云所、有、小社、此社歟、

このかゝりより舟にてならへまかるに、路中になりぬらんやと申すを、船さすもの、なかり、

すきぬと申せり、何を志るしにていふと、いれて、このひんかしのかたにみゆる杉木は、丈六堂のまへなる社のすきにて侍れり、それを志るしにて申なりといふをきいて、家集「やま

となる三輪の山をと思ひしにいつこも杉を志るしなりける 頼輔

○市野邊山 今市野邊村、在長池町、東南、梨間東、其村、後山ナルヘシ、

太平記云、梨間、宿、ハツレヨリ市野邊山、麓ヲ廻ツテ、

○多賀 和名抄、多河、タカ、郷在、綴喜郡、此所歟、今中村、南市野邊村、巽ニ有、多賀、村、

太平記云、笠置城、兎角ノ夜晝三日ニ、山城國多賀、郡按、郡、字、誤、郷乎、ナル有玉山ノ麓マテ落サセ給、○光明寺藏書殘編云、元弘元年 卅日先帝タカノ山へ御落之處、山城、國住人深栖三郎入道、參向有王

山告申陸奥守殿、○草根集「ちらすなよ老木の杵いまひとめあひみんまての露の秋風 正徹

○是は山城國多賀といふ所に老たる母の事也云々、

○高、神社 神名帳云、綴喜郡、 ○多賀、羽屋

平家物語長門本云、此所をはいつくといふと、又此河をいなに川といふと、尋ねさせ給ひけるに、此邊をば、山城の井手のたかのは屋と申、河をば水なし川と申たりければ、宮、「山志ろのたかのわたりに時雨して水なし川に浪や立らん○長祿記云、長祿四年閏九月九日、畠山政長和州ニ下給、云云梨間ノ宿鷹ノ羽屋ニテ、有御一献、井手ノ里ヲ過、

○粟神社 神名帳云、綴喜郡、○土人云、今號、粟、明神、坐、多賀村、長十町許、

倭姫世記云、須佐乃乎命御玉道主貴社ヲ定、粟御子神社坐、是也、按、粟神社、此神乎、

○有王山 在井手村東、今云有王谷、山其曾孫橋有王朝臣宅跡乎、

橘氏系圖、有王 孫、島田鷹、男、性空上人曾祖父也、

太平記云、山城國多賀郡有王山ノ麓マテ落サセ給フ、○光明寺藏書殘篇云、元弘元年 卅日、先帝

タカノ山へ御落之處、山城國佳人深栖、三郎入道、參向有王山、告申陸奥守殿、奉生捕了、

○中村郷 和名抄云、綴喜郡、○長池町東、南有中村、今、屬久世郡、

○に之の、池 八雲御抄、藻鹽草等大和國云云、されど蜻蛉、今多賀村、玉水町、間、東ノ山ノ麓ニ有池、土人呼地蔵、池、禁裏御領、池ト云、按、是贊野、池歟、予今多賀郷、

侍中群要云、御厨子所、例ニ云、延喜十一年十二月廿日、官符云、定六箇國、日次、御贄、山城國雉

鳩鶉鳴小鳥鮒鯉鰓、○枕草紙云、池ハに之野の池はつせにまいりしに、水鳥のひまなくたちさ

はきしか、いとおかしく見えしなり、○さらしなの日記云、初瀬詣ともなるものとも、かうみ

やうのくりこま山にはあらずや、日もくれかたになりぬめり、中畧その山こえはて、に之の

、池のはとりにいきつきたる、○蜻蛉日記云、安和元年 年比願あるを、いかてはつせにとおも

ひ立を中畧むまの時計に、宇治院にいたり、中畧舟に車かきすへて、いきもていけは、に之の、

池泉河なといひつゝ、鳥ともぬなどしたるも、心にしみて哀におかし、中畧その泉河も渡り

て、はしてらといふ所にとまりぬ、○中務内侍日記云、に之の、池といふ、池のはたをすくれ

は、鳥のおほくおりぬてあそぶ、

○新野の池 に之の、池と申し、○按に、今ならへ行に、玉水町と通りて堤へ出るは是新道也、昔の道は此池のはたを

給ふ、光明山の一の鳥井

の跡あり、皆是古道也、

盛衰記云、高倉宮平等院ヲ落サセ給ツ、男山八幡大菩薩ヲ拜伏ミ御座テ、新野ノ池モ過サセ

給テ、井手ノ渡ト云所マテ延サセ給ケリ、

○田原郷 和名抄云、綴喜郡、○自宇治、一坂田原郷口へ二里八町坂路也、從郷ノ口長池へ一里半、鷺峯山へ一里半、

有、湯屋ノ谷中、谷鹽ノ谷ト云、今十五村有、誠ニ隠レ里ト云、類少キ奇境也、此郷ノ内湯屋村ニ三ノ谷

テ可、有所ナラス、開闢以前ヨリ有シ物ニヤ、不審シ、宇治ヨリ田原へ越ル道危峻也、是栗子山越ト云、一里半許行テ時

アリ、國見峠ト云、東ハ鷺峯山ヲ限リ、南ハ伊駒山金剛山、西ハ兵庫ノ出崎淡路島、近クハ八幡山崎、大原野、小

鹽山、淀、伏見、天神、森、木津川、ナト、眼下ニ有リ、又久世郡高カツ尾村ト田原郷ノ間ニ嶺有リ、此アカリ峠ト云、

續日本記云、天平寶字八年九月乙巳、大師藤原惠美朝臣押勝逆謀頗泄、中畧遂起兵、及其夜相招

黨與、遁自宇治奔據近江、山城、守日下部子麻呂、衛門、少尉佐伯、伊多智等、直取田原道先

至近江、燒勢多、橋、○凡此道自田原郷禪定寺村有ニッ道、北へ出レハ、近江國曾東村ヲ經テ大石村へ行ク、南へ出

南ニ關ノ津ト云ハ、昔

ノ關ノ古路也、

○三代實錄云、元慶六年五月廿一日己未、綴喜郡 樵夫牧豎之外、莫聽放鷹追

兔、○康富 康正元年十 月廿一日記云、隼人司領當國大住、庄、井宇治田原郷、同西京隼人町、○盛衰記云、壽永

七月廿一日、資盛大將軍トシテ、貞能等ヲ相具シテ、二千餘騎、宇治路ヨリ田原路ヲ廻テ、近

江國へ指下サル、○閑居友云、四郎入道とて、爰かして拜みありくもの有けり、下野守義朝の

郎等なりけり、むらなきかうの者にてをありける、俄におのか道を改て、菩提になん趣きに

ける云々、つねにさためたる所は、宇治のそはにたはらといふところとを、○寂室錄、戊子、

季秋將半日、田原村裏宿烟羅、看來五十餘霜、月、幽興不如今夜、多、○夫木、夕暮に田原の嶺を

越ゆけはすこく聞ゆる山鳩の聲、西行、此歌、山城國の田原を詠る歟、

○御栗栖 在田原郷内名、村、ナムラン、南

宇治拾遺云、天智天皇の御子に大友王子といふ人ありけり、心の中に御門うせ給なは、次の帝には我ならむと思給けり、淨見原天皇其時は、春宮にておはしましけるか、此けしきを志らせ給ければ、御門やまひつき給、すなはち吉野山の奥に入て、法師になりぬといひ籠給ひぬ、中畧大友王子迎へ奉るやうにして、殺し奉らんとばかり給を、中畧されはこととて、いそぎ下すの狩衣袴をき給ふて、わら沓をはきて、宮の人にも志られず、只一人山を越て北さまにおはしける程に、山城の國田原といふ所へ道も志り給はねは、五六日にそたとるくおはし着給ひける、其里人あやしくけはひのけたかく覺えければ、高つきに栗をやき、又ゆてなどしてまいらせたり、其二色の栗を、思ふ事かなふへく、おひ出て木になれとて、片山のそへに埋み給ぬ、さと人これをあやしかりて、志るしをさしてをきつ、中畧大友皇子つゝに山崎にてうたれ給て、中畧それより春宮大和國に歸おはしてなん、位につき給ひけり、田原に埋しやき栗ゆてくりは、かたちもかはらず生出けり、今に田原のみくりとて奉る也、○今名付(チムラ)に方二町ばかり云、今に至て毎年御栗を貢す、其栗は、いさういさうて、滅にやきつりゆて ○西宮記云、田原御栖栖長近代以國解著名簿、下給上卿、山背氏 ○侍中群要云、給官府於山城國云云、○山槐記云、永曆元年十一月十五日、自田原供御所持、來甘栗二十籠、上十有解文、中畧五節之時、爲恒例、持來兩貫之許、

○御栗栖栖守大明神 栗林、傍有社土人云、祭八幡宮、又有小社、云天王社、土朝野群載云、田原御栗栖栖、俗云、天武天皇、祠云云、按、是御栗栖栖守、大明神兩所歟、 相傳、所領、御栗栖栖大明神、御祭料田、田段百八町、右件、田、親父友光先祖相傳、所領也、而、往年奉、寄御栗栖栖守大明神、兩所二季六節、御供料田矣、 天永四年壬

三月一日 御栗栖、住人山背友武

○酒屋神社 神名帳云、綴喜郡、同 ○寶光山 今田原郷荒木村、南有道元和尚、舊跡、土人其地呼龍雲寺、按、是寶光山舊跡乎、

正法山大休和尚法語云、城州綴喜郡、内寶光山安樂師者、豐葦原洞上第一祖道元師、插草、地也、主厥、席者諱曰悅、近頃就、予、求、字、命、之曰、怡雲焉、蓋瀧上多雲持、以贈君之頂、怡悅也、仍賦、伽陀一章以祝、遠大云、 大士應身今尙存、初歡喜地託其根、洒爲法霈遍天下、刹刹塵々甘露門、

○大道寺 在田原郷大道寺村、自郷、口半里許、巽、鷲峯山麓也、延曆寺、末、

平治物語云、少納言入道信西、宇治路へ懸り、田原ノ奥大道寺ト云所領ニソ行付ケル、石堂山ノ後信樂ノ峰ヲ過遙ニ分入、下畧○百練抄云、信西於志加良木山自害、土人云、少納言入道信西、墓在大道寺、

○奥山田 田原郷、東限也、在湯屋谷、良、自是通、江州朝宮、

武家雜記云、大炊寮、雜掌、與權曆博士宣繼朝臣相論、山城、國奥山田郷事、中畧止彼奸訟可被全宣繼代所務之由、所被仰下也、 結城越後入道殿 應永八年十一月十六日 沙彌判

○猿丸舊跡 土人云、江州曾東村、城州田原郷禪定寺村の間に兩國之境有、其所に古へより猿丸と呼ぶ地あり、土人あまねく名をふれり、是大夫の住所歟、又曾東村の南十町許山中、岩ほご云有、傳云、猿丸大夫の遊栖の地なりと、岩上に松、○草山集云、尋曾東、山中過乎田上川、行一里餘、臨溪上有巖居之跡、幽趣可悅、曾東禪生寂寥、いふは、禪寺なり、定寺の間に坂路あり、猿丸峠といふ、方丈記、無名抄、曉筆記等、江州に見ゆ、今、丸峠岩は、兩處共に禪定寺村にあり、故載之、

方丈記云、田上川をわたりて猿丸大夫か墓を尋ぬ、○長明無名抄云、田上の志もに曾東といふ所あり、そこに猿丸大夫か墓あり、庄の男にて、そこの券にかきのせられは、皆人志れり、曉筆記、同之、

○有智郷和名抄云、綴喜郡、

○内ノ神社二座神名帳云、綴喜郡、

○香達池

日本後紀云、天長八年二月戊寅、新築山城、國綴喜郡香達池、百姓所願也、

○甲作郷和名抄云、綴喜郡、

續日本紀云、靈龜二年九月癸巳、正七位上山背甲作客、小友等二十一人、訴免カ雜戶、除山背甲作、四字、改賜客姓、

○多河郷和名抄云、綴喜郡、按、今、多賀村邊歟、

○餘戶郷和名抄云、綴喜郡、

○朱智ノ神社神名帳云、綴喜郡、

○月讀ノ神社神名帳云、綴喜郡、

○佐牙乃神社神名帳云、綴喜郡、

○地祇神社神名帳云、綴喜郡、

○高松庄

古文書云、高松ノ庄公、文職事、合公文職、付公文得文等、山城國綴喜郡之内、右件ノ所職并公文得分等者、左兵衛尉榮實重代相傳之所也、嘉元々年癸卯十二月十八日、左兵衛尉榮實判

山城名勝志附錄綴喜郡

○禪定寺在田原郷ノ長ノ限禪定寺村、本名桑有村、云云、此村ヨリ北へ行ハ至江州曾東村、東へ行ハ出江州小田原村、土人云、從是曾東へ越ル坂路曰猿丸峠、

緣起云、山城ノ州宇陽南去三三三里、綴喜郡桑在郷、有觀音、靈利、號補陀山禪定寺、乃南都正法院平崇上人開闢之所、其山最高群山朝之、御于峯頂而遙望北、天台倒映琵琶湖、南隣鷲峰、東西諸峯皆仰之可謂補陀淨刹、云云、正曆二年構精藍安十一面大悲像、左右置文殊普賢、云云、長元二年、左僕射賴通公舉當山爲祝國道場、云云、延寶八年、洞下月舟禪師、申官

修葺シ、移錫ヲ居レマ、

山城名勝志第卷十九畢

山城名勝志卷第二十

相樂サカラカ郡部

○相樂郷和名抄云、相樂郡、今云相樂郡、在木津村、西南半里許、和州郡山道、西也、

古事紀云、垂仁天皇、於是圓野ツフラン比賣漸ク言、同兄弟之中、以姿醜クキチ被還之事、聞於隣里、是甚、漸而到山城、國之相樂、時取掛樹、枝而欲死、故號其地謂懸木、今云相樂、○西宮記云、齊王入京、依凶事入京者、聞京、告早退、寮用伊賀道給、頓宮官府事、造山城、相樂頓宮、○江次第齊王歸京、曰、過大安寺邊并奈良坂、至山城相樂、頓宮、在木津川、南、

○相樂山八雲御抄、藻鹽草等、山城、

万三 長歌「朝霧のはのめかしつゝ、山代の相樂山の山際をゆき過ぬれ、高橋朝臣」

○相樂神社神名帳云、相樂郡、

○相樂墓諸陵式云、贈太政大臣正一位藤原朝臣百川、淳和太上天皇外祖父、山城國相樂郡、桃城東西二町南北二町、守戸一畑、

○後相樂墓諸陵式云、贈正一位藤原氏、同天皇、外祖母、在山城國相樂郡、贈太政大臣墓、内無守戸、

日本後紀云、弘仁十四年五月己未、詔云、外祖父贈右大臣從二位藤原朝臣、百川外祖母尙縫從三位藤原氏、中畧宜加崇班式照悉壤、外祖父可太政大臣正一位、外祖母可正一位、

○相樂山陵未考、按相樂墓云歟

類聚國史云、天長八年十二月甲戌、相樂山陵令掃_レ清_レ讀_レ經_ヲ爲_レ崇也、

○相樂別業橋_ノ諸兄公_ノ別館、在_レ井手_ノ里_ノ東觀音寺_ノ南三町許、舊跡山麓_ニ北大塚南大塚_ト云、田間泉水築山_ノ跡少殘_レリ、又岩_ノ松中島_ナト云田字_{アリ}アリ、山吹_ハ此谷_ノ奥高堤_ト云所_ニアリ、花_ハ一重也井手_ノ蛙ハフロノヤブ_ノ本名御園裏_ニ云所_ニアリ、

續日本紀云、天平十二年五月乙未、天皇幸_ニ右大臣相樂_ノ別業_ニ宴飲酣暢、授_ニ大臣_ノ男无位奈良麻呂從五位下_ニ、○伊勢物語「山城のゐての玉水手に結ひたのみしかひもなき世なりけり○惟清抄云、井堤左大臣諸兄公、境地面白によつて、井手に新造ありて、山吹を植などして、此水を愛せり、我一期のうちに、我を思ひ出さし、此水へ來てみよ、影をうつしてみせんといへり、後に行てみれどもその影なし、此事を思ひ出てよめるにやと云々、

○井堤_{イテ}里今玉水町_ノ東五町許_ニ有_レ下_ニ井手_ノ里_ノ自_レ此又五町許_東山際_ニ有_レ上井手_ノ里_ノ今屬_ニ綾喜_ノ郡

長明無名抄云、ある人かたりていはく、事のえんありて、井堤といふ所にまかりて、一宿つかまつりたる事侍き、處の有様井堤川流たるてい、心もをよひ侍らす、かの井手の大臣の跡なれば、ことほりなれど、河に立ならひたる、石なども十よ丁ばかり、さのみやとをくたてをきけん、石とにた_レなをさりの事とは見えす、はさとたてたるやうになん侍し、そこに古老の者の侍しをかたらひて、昔の事ともたつね侍しつゐてに、井堤の山吹とて、名になかれたるを、いと見え侍らぬり、いつくにあると尋しかは、さる事侍り、かの井手の大臣の堂は、ひとせやけ侍にき、その前におひたしく、大きな山ふきむらくみえ侍き、その花のり

んは、こかはらけのおほきさにて、いくへもなくかさなりてなん侍し、それをさやうに申をきて侍にや、又かの井堤河の汀につきて、ひまもなく侍しかは、花のさかりには、こかねの堤などをつき渡したらんやうにて、他所にはすくれてなん侍し、されいいつれを申けるにか、今わきかたく侍り、た_レし下臈のいふかひなく侍事り、かく名たかき草とて、處もをき侍らす、田つくるには、草いれたるかよくいてくると申て、あともなく刈取侍しほとに、今は跡もなくなん成て侍る、それにとりて、井手のかはつと申とこそやうある事にて侍れ、よの人思ひて侍るは、た_レかへるい皆河つといふそと思ひて侍るめり、それもたかひ侍らす、されとかはつと申かへるは、外にいさらに侍らす、た_レ此井手の河にのみ侍るなり、いろくろきやうにて、いとおほきにもあらず、よのつねのかへるのやうに、あらはにおとりありく、事などもいと侍らす、つねに水にのみすみて、夜更る程に、かれか鳴たるい、いみしく心すみ、物のあはれなる聲にてなん侍、春夏の頃、かならずおはして聞たまへと申侍し、○六帖「あをによしならちもちかし山城の井手の山吹みにいわきも子○草根集「山城のゐてこす波に立花のみさへ戀しき山ふきの花 正徹○千五百番「昔たれ井手の山吹うへをきて花ゆへ里の名を殘すらん○將軍家百首「こといん今も名におふ橋のその世はゑるや井手の里人 宗伊

○野

元久二年七月内大臣家歌合「山の陰井手野にさける女郎花はなゆへ人につまれぬるかな 權中納言師俊

○川 玉川同之ニ井手ノ里ノ東ノ山ヨリ流出テ、井手ノ里ノ南ヲ經テ、玉水町ノ西ニテ、木津川ニ落ル也。

勅撰名所和歌抄云、井手川綴喜郡云々、○拾遺「春ふかみ井手の河浪立かへり見てこそゆかめ山ふきの花 順○堀川百首」かはつ鳴井手の小川の水清み底にそうつる峯の山ふき 師頼

○山

夫木三百六十首の中「井手の山よそなからたにみるへきを立なへたてを嶺の白雲 好忠

○中道

名寄「人あれぬ心へたつないはてのみ年月過る井手の中道 中務卿親王

○岩橋

家集「かよひこし井手の岩橋たどるまで所もさらすさける山吹 修理大夫顯季

○寺 號光明寺、橋左大臣諸兄建立云云。

古今「山吹のあやなく咲を花みんどうへけん君かこよひこなくに 延五抄云、此歌ハ諸兄の大臣の歌也、山城の井手の寺光明寺、此寺を建立して、山水に山吹をうへたり、其時高向の迦留の大臣、此款冬を來てみんと約束して不來時によめり、今の井堤の玉水其舊跡也云云、○古今「蛙なくゐての山ふき散にけり花の盛にあはましものを 此歌ハ、ある人のいはく、橘のきよともか歌也、清友、諸兄 和歌色葉云、ゐての山吹とい、或書云、昔橘大臣諸兄、井堤の寺を造りて、金堂の四面の廻廊のめぐりに、款冬を殖て、廊の内に水を湛て、花さかせて、水にうつして、見るへきやうをかまへたりけるに、寺供養の日、おもひさるに、讒言をおひて、身まか

りにければ、山吹の花を、水にうつしてみる事もなくてやみけるをよめる也云云、或人云、輕の大臣、玉の井の光明寺つくりて、山吹をうへたりけるに、その堂を丙寅の日、供養したりける故に、唐土に渡たりけるか、灯臺鬼につくられたりける事なりと云傳たり、諸兄といき、をよめず、云云、古今榮雅抄云、橘の諸兄井手に寺を立て、堤に山吹をうへ、池に蛙をはなちて花を見、蛙の聲をきかれし也、存命ならん花の盛を見らるへき物をといふ心とを、山吹と蛙とをもろこしより取よせらるゝなり、○或書云、冷泉家記云、小野小町六十九歳於井手寺死云云、○光廣卿百人一首抄云、御子左の家の記事定曰、小野小町のおはりける所ハ、山城の國井出の里なりとなん可尋云云、

○社

以呂波字類抄云、梅宮、一所、二條大宮學館院内、號酒殿社、一所、山城國井手寺内、○梅宮社記

臣氏公々ハ學館院ノ守護神也、云云、按ニ井手社同體乎本朝謚號雜記云、太政大臣橘氏公號後井手。

○玉水 勅撰名所和歌抄云、井手、○今の玉水町昔は人家なし、近世井手ノ里より造り出ル在家也、玉水町ノ入口東の方古井あり、土人玉水と云、されど此道筋は近代の事にて、古道にあらず、誤傳也、袖中抄和歌色葉等ならへ、行道つらに有と云云、昔の海道は井手の里の内を通りしと也、井手の内水無(ミナシ)と云所に、今律僧寺とて、號玉井寺堂、前古池あり、清水涌出、これ玉の井也と云々、

新古今「山城のゐての玉水手にくみてたのみしかひもなき世なりけり 讀人不知 袖中抄云、井手の玉水とい、山城よりならへ行道に、井手の清水とて、めてたき水の道つらにあるなり、ゆき、の人は手をむすひつゝのむ、此水を玉の井といふ、それを井手の玉水といふか、和歌色葉云、山城にしてならへ行道に、ゐての水をめて、めてたき水の道つらにある也、その清水の名と、玉の井といへり、ゆき、の人は手にむすひてのむ也、此水をほめて、井手の玉水といふ也、たのみしとハ手飲と書り、又井てといは

井堤ツツ續後拾「大和路をたえずかよひし折のみやまつくみ見けん井手玉水 俊成〇五社百首」む
かしたか植はしめてか山ふきの名をなかしけんゐての玉水 同

〇玉井勅撰名所和歌抄云、玉井相樂郡云云、今井手、内水無
ト云處、玉井寺、堂前ニアリ、按、玉水玉井、同事歟、

舟八帖歌枕云、井堤有玉井、仍堀河、院百首、師時詠歎冬、〇一説云、文應元年、大嘗會悠紀方
御屏風、篤光卿詠之、然者近江國有之、但大嘗會、歌山城、名所少々有之歟、又同名歟云云、〇
堀川百首「玉井にさけるをみれば山吹の花こそ春のかさしなりけれ 師時〇千載「冬くれはゆ
くてに人いくまねとも氷をむすふ玉の井の水 藤成家〇中務内侍の日記云、初瀬詣たまの井
といふ所すくる、いてやあらん水といへはくみてきたり、「くみれと戀さめにこそな
かりけれ音にきこし玉井の水

〇里

名寄「夕立の一むら過る草の葉にをく白露のたまの井の里 中務

〇頓宮

續日本紀云、天平十二年十二月丙子、從アハツ禾津ヤシロ到山背、國相樂、郡玉井頓宮、

山庄

本朝麗藻題玉井山庄、藤爲時玉井、佳名被世稱、松楹半接碧岩稜、山雲繞舍應、寒幔、湖月臨、臆欲代

燈、梅發寒花朝見雪、水収幽響夜知氷、池邊何物相尋到、雁作來賓鶴作朋

〇井手城

二川分流記云、永祿十一年十月、尾張衆二萬計井出、城へ被掛、松山方切出數多討取畢、

〇玉川勅撰名所和歌抄云、玉川同名所六ヶ所有之、井手玉川只玉川云云、按、井堤川同之、〇玉川
陸奥一所詠千鳥武藏一所詠調布、近江一所詠萩、攝津一所詠卯花、紀伊一所詠毒水、

六帖「玉川のまさらの増れまこま野の狛野の原の舟ならなくに 忠岑〇五社百首「駒とめて猶

水かゝん山吹の花の露をふ井手の玉河 俊成

〇里

夫木「山ふきの花の雫に袖ぬれてむかしおほゆる玉川の里 鎌倉右大臣

〇水なし川今井手ノ内水無ト云所ノ南
小川アリ、是水ナシ川歟、

盛衰記云、小川の流たりけるを汲て進らせけり、此所をいつこといふを、又この川をい何
といふと御尋あり、此邊をは山城の國井手のわたりと申、河をい水なしと申候と答けれり、
おほしめしつゝけける、「山城の井手のわたりに時雨して水なし川に波や立らん 高倉宮
以仁王

〇水無川蘆鹽草云、山城、〇按に、
懐中抄「みな川のみなはさかまきゆく水のとかへすなよ思ひをめけり

枕草紙云、池、水なしの池あやしう、なとてつけるならんといひしかり、五月なとすへてあめ

〇池枕草紙、水なしの池にえの、池、下、猿
澤の上ニあり、按、此邊ニありしにや、

いたくふらんとするとしり、此池に水といふ物なくなん侍る、

〇蟹蟹、和名抄云、相樂郡、〇玉水町、南
尾村北ニ有、綺田、カハダ、村、

日本紀云、垂仁三十四年春三月乙丑、天皇幸山背、左右奏言之、此國有佳人、曰綺戶邊、姿形美麗、山背、大國不避之女也、中暑仍喚綺戶邊納于後宮、生磐衝別命、

○紙幡河原

中右記云、寬治六年二月七日、春日祭使、八日辰、時許、於加波多河原、暫留御馬、前駈皆下、自馬候、左右是爲御覽射藝、義綱朝臣武士也、一々騎馬渡之、五位十人自仰可射笠掛之由、武士、中能射者一人、爲射笠掛又渡、南、形容甚美、顔色不變、萬人感之、次立的之後射之、已中、的中心、傳養由、藝、見者如堵、牆、上中下莫不感賀、彼問武士名、兼貞、字進藤六ト云

○綺原、神社、綺田村、氏神、社、在蟹滿寺、南森、内、土人カテハラノ社ト呼、疑是綺原、神社歟、

神名帳云、綺原坐、健伊那大比賣、神社、相樂郡

○蟹滿寺、在綺田村、玉水町、今有小堂一字、號光明山懺悔堂、東南五六町許、本尊觀音立像、又有釋迦之像、

著聞集云、山城國久世郡に人の婦有けり、幼くより觀音につかへけり、慈悲ふかくして物を哀ふに、人かになをとりて殺さむとしけるを見て、哀みて買とりて放けり、其父田をすかむとて、田つらに出たりける時、くちなはかへるをのみて有けるを、うちはなたんとすれども放たさうければ、誠になをさうかてら、其蛙はなて、さらはむこにとらむといひかけたりける時、くちなはこのぬしか顔を見て、のみかけたるかへるをはき出して、藪の中へはひ入ぬ、けにはよしなき事をいひつるものかな、くちなは、さるものにてあるにと、くやししく思へとかひなし、扱家にかへりぬ、夜にも入ぬれば、いかゞとあむしぬるに、五位の姿したる男いりきた

りけり、今朝の御約束によりてまいりたるよしをいふ、されはこそいよく、淺ましく悔しき事限なし、何といふへきかたなくて、今兩三日をへて來るへきよしをいひければ、則歸ぬ、娘此事をきいておちわな、きて、ねどころなどふかくかためて隠れぬたり、兩三日を経てきたり、此たひはもとのくちなはのかたちなり、娘の隠居たる所をありて、其あたりをはひめぐりて、尾をもちて其戸をたゝきてけり、是をきくにいよく、おそろしき事せむかたなし、心をいたして觀音經をよみ奉りてゐたり、かゝる程に夜半はかりにいたりて、百千のかにあつまりきて、此蛇をさむくにはさみ切て、かにはみえず、この事信力に答て、觀音加護し給ゆへに、蟹又恩を報しけるなり、其夜觀音經をよみ奉りて、他念なく念し入たりけるに、御たけ一尺はかりなる觀音現せさせ給て、汝おそるゝ事なかれと仰られけるとを、今昔物語 ○今昔物語云、其後蛇ノ苦ヲ救ヒ、多ノ蟹ノ罪報ヲ助ンカ爲ニ、其地ヲ堀テ此蛇ノ屍骸ヲ埋テ、其上ニ寺ヲ立テ、佛像ヲ造リ經卷ヲ寫シテ供養シツ、其寺ノ名ヲ蟹滿多寺ト云、其寺于今有リ、其ヤ世人和カニ紙幡寺ト云也ケリ、本縁ヲ不知故也、元亨釋書

○光明山、拾芥抄云、山城國別所、○土人云、元、眞言宗百二十坊有キ、今荒廢ス、寺跡綺田村ノ東ニアリ、茂リタル山ノ東蟹滿寺ハ當山ノ一

元亨釋書云、釋、實範姓藤氏、諫議大夫顯實第四子也、云云、初範在忍辱山、採花至中、川山見勝形、申官建伽藍、名曰成身院、後移居光明山而終、○ねさめの記云、光明山といふ山寺に、年おひたるあまありけり、いかなりけるか、日吉大明神つきなやまし給云々、○僧都頼

基光明山にこもりぬと聞て、つかはしける、金葉「うら山し浮世を出ていかはかりくまなき嶺の月をみるらん 橋能元 返し」もろ共に西へや行て月影のくまなき峰を尋てをうし 僧都頼基

○高倉宮舊跡在綺田村蟹橋寺北三町許、數株松樹中有小社、土人云高倉宮、昔此處光明山鎮守、鳥居アリ、光明山、寺院、絶、鎮守、社、于今殘、云、從、是、二町許西、鳥居村アリ、此處ヨリ出在家、云云、

東鑑云、治承四年五月廿六日、以仁王、赴南都、御、中畧宮又於光明山、鳥居、前有御事、源平盛衰記同之、山槐記云、宮於加幡、河原、被、打、取、了、云云、

○和伎按、今、平尾村歟、

實相院系圖云、寺領、山城國大苗同國脇庄、云云、○太平記云、宇治へ、中、院中將定平ヲ被遣、宇治、田原、醍醐、小栗栖、大津、梨間、市野、邊、山城脇、者共馳集テ二千餘騎、宇治橋二三間引落シテ、橋ノ小鳥カ崎ニ陣ヲ取ル、

○和伎坐天之、夫支賣神社、神名帳云、坐綺田村、南平尾村、今、古川、庄、涌出、社、疑、和伎、神歟、綺田平尾二村、氏神也、

社記云、天平神護二年丙午五月七日、伊勢國壹志郡フナガ原岩部ノ里ヨリ影向シ玉フ、犬丸ヤスヲ丸、多丸等供奉云云、○文德實錄云、仁壽元年八月壬寅、授マラ山城國掘雷氷都久雷湯豆波和氣、神從五位下、按、是、和伎、神歟、○三代實錄云、貞觀元年正月廿七日、奉授從五位下和伎、神正五位下、從五位下祝園、神、天、夫支賣、神並從五位上、○類聚國史云、貞觀元年九月八日庚申、山城國月讀、神、木島、神、羽束志、神、水主、神、樺井、神、和伎、神等遣使奉幣、爲風雨祈焉、

○峯松

武田元理獻、惟高和尙、熟柿以狂歌、和尙酬、韻詩序曰、元理公其家譜出武田名氏、其祖民部少輔信堯公、陪勝定相公、御遊於東寺、南門射落空中、雲雀、台襟感悅、乃下賜城州峰松之食邑、武門、眉目衰榮也、詩歌畧、紅柿、詩歌、跋云、道人元理公、其姓武田、城州菱田、人也、與祖宗、食邑峰松、其地相接矣、云云、一日以紅柿數顆、獻廣德尊師、嗣副、以倭歌云云、今所獻者、城州峰松之珍産也、

○祝園和名抄云、相樂郡、今、木津川、西端、下、祝園、二村、

日本紀云、崇神天皇卷、彦國葺射殺埴安彦、其軍衆脅退、則追破於河、北、而斬首過半、屍骨多、溢、故號其處、曰、羽振苑、

○柞森今在祝園村、

元亨釋書云、釋、永緣姓藤氏、吏部郎中永相之子也、母遠州、刺史江、公資之女、緣九歲喪父、母携赴南京、憩柞、森、于時興福慈善、受維摩講師、詔、赴、賀、於洛都、儀衛甚盛、母語、兒曰、汝、父已亡、我寡、不能、字、故將、汝、隸、業于南寺、安得、如此、僧都、汝、其、勗、乎、云云、已、而、師、事、一乘院、頼真、應德元年、稟、維摩講、詔、時年二十七、母歿而久矣、遂赴、賀、於柞、森、忽念、母、昔、訓、感泣不進、僕促、行、緣、曰、汝等不知、昔我九齡、伴、母、息、此地、先妣、誨、勵、能、成、我、林木如舊、昔人非也、我豈可堪乎、○いまた凡僧に侍ける時、母の常に維摩會講師せんを見はやと申けるに、身まかりて後、程なくかの請給はりて、ならへ下けるに、柞の杜をすくとよめる、新千載「うれしきにまつむかしこそ戀しければ、その杜を見るにつけても 權僧正永緣 六百番歌合

「舟どめぬ人はあらしな泉河は、その杜に紅葉しぬれり 兼宗

○山藻鹽草、山城、三十八帖歌
枕云、柞杜、柞、山者別所也。

左大臣の草子をか、せける、奥に書付侍ける、後撰雜「は、そ山みねの嵐の風をいたみちる
言のはをかきそあつむる 貫之

○祝園神社神名帳云、相樂郡、○柞、杜、内ニ坐ス
神社歟、件、社、土人云、春日明神。

三代實錄云、貞觀元年正月廿七日、奉授從五位下祝園神從五位上、

○稻八間今祝園村西南
有上下二村。

保元物語云、八月二日、左大臣ノ息右大將兼長ヲ始トシテ、四人兼長師長
隆長範長南都ヲ出テ、山城國稻八間ト云所へ移テ、是ヨリ各配所へ趣カル、○室町殿日記云、淀の大渡には松永主殿介、コトイハ稻八間のをさへには松永彈正少守之云云、コトイハ稻八妻の城主奥田甚助、内々松永主殿介を討て、大渡の要害をとらひやと思ひ、下畧

○大狛郷和名抄云、
相樂郡、南木津、渡、北山際。

○下狛郷和名抄云、
相樂郡、木津川、西、祝園河、西、飯、岡、南有下狛郷、上狛郷川、

日本紀云、欽明天皇二十一年、高麗
使人詔曰、有司宜於山背國相樂郡起館、淨治厚、相資養、中畧遂引、入山背、高城館、○三代實錄云、欽明天皇時、百濟以高麗之寇、遣使乞救、狹手彦復爲大將、軍伐高麗、其王踰垣而遁、乘勝入宮、盡得珍寶貨賂以獻之、珠敷、天皇、世還來獻高麗之囚、今山城國、コトイハ狛人是也、○夫木「山ちかみ朝たつ雲とみえつる」狛野のさとの煙なりけり 公任 此歌の春日よりかへり侍けるに、山つらにけふりの立けるをとへは、こまの、里

といひければよめると、云々、

○野

續日本紀云、天平神護元年八月庚申朔、三位和氣王、舍人親
王孫坐謀反誅、云云、流伊豆國、到山背國相樂郡、綾之埋狛野、○永享年中寺社文書云、山城國狛野、庄興福寺十二大會、并若宮祭禮、料所、永享二年十一月廿五日 爲種 貞連○家集「瓜うへし狛野の原の御園生のあけく成ゆく夏にも有哉 好忠

○狛野院

こまの、院にて秋つとめて、人々をきたりけるに、涙の志のふるひととにいひける、元良親王家集、白露のさえかへりつ、夜もすからみれともあかぬ君か宿哉 といふをきこしめして、「蓬生の草の庵と見しかともかくはた忍ぶ人も有けり」○おなし院にていつみ川といふとをよませ給、人々の千年おはしませといはひきこえければ、宮御 同集「いつみ川心にかなふ命あらいなとか千年も渡さるへき

○山在上狛村、東、

萬六「狛山になく郭公いつみ川わたりを遠みこ、にかよひす 田邊福丸

○城上狛村、山上、
有城跡。

異本應仁記云、文明二年、大内介ハ上山城、カミ狛ト云所ヲ城廓ニ拵ヘテ、究竟ノ者共ヲ入置キ、山崎ノ敵淀へ働カハ押留メントノ支度也、

○瓜生八雲御抄云、うりふ山、こまのわたり也。

梁塵愚案抄云、山城國狛といふ所に、狛の瓜生とて瓜つくる所あり、○袖中抄志賀山下曰、瓜生山の山城のかたにもありと云云、○家集、山城のこまのわたりをみてしかな瓜つくりけん人の垣ねを 兼盛○ちいさきうりのきなるを、おなし色のかみにつゝみて、あさみつの少將のかりやるをきゝたかへ、よりひらにとらせれば、家集、雲のたつらりふの里のをみなへしくちなし色いひをそはつらふ 小大君○うりのあをきを、をしのかへりみむきたるよしを、これはいかゝいふへきと、あしてにかきてまいらせたりつれい、宮より、同集、うりふ野の澤にすみぬるをし鳥の雲むにかよふ心あるらし○名寄、山城の狛の瓜生田むかしよりたかためとてか作りそめけん 義源○家集、霧ふかくなき、をみよ瓜生野のけにかりもりの心なりけり 馬内侍

○瓜生別處

後拾遺往生記云、阿闍梨教眞者、天台首楞嚴院之學徒也、中畧宇治大相國被補平等院、供僧、天仁二年遷于瓜生、別處、

○高麗寺

日本靈異記云、去天□季中、山背國相樂郡、内有一白衣、姓名未詳也、同郡高麗寺、僧榮常々誦法花、彼白衣與居、其寺、暫、間作、碁、今昔物語有少異、元亨釋書亦同、

○水泉郷和名抄云、相樂郡、○萬葉仙、

續日本紀云、寶龜元年十二月乙未、賜左大臣正一位藤原朝臣永手、山城國相樂郡出水郷、山二百町、○萬四、いゑる人に戀すきめやもかはつ鳴いづみの里に年の經ゆけは 石河廣成○現存六「夏ちかく成にけらしな山城の泉の里にかはつ鳴なり 從一位良教○千五百番歌合「さりとともとよもたゝにてい山城のいづみの小菅いつか逢みん 顯昭

○泉柳萬葉、和豆香柳山、山城、

新勅撰「宮木引いづみの柳に立民のやむ時もなく戀わたるかも

○泉河八雲御抄云、は、その杜のもこ也、河海抄云、

日本紀云、崇神天皇十年九月、武埴安彦與妻吾田媛謀 反、興、師忽至、各分、道而夫從、山背、婦從、大坂、共入、欲、襲、帝京、彦國督、向、山背、擊、埴安彦、中畧更避、那羅山、而進到、輪、韓河、埴安彦、挾、河、屯之、各相挑焉、故時、人改號其河曰挑、河、今謂、泉河、訛也、中畧彦國督射埴安彦、中、智而殺焉、其軍、衆、脅、退、則追、破、於河、北、而斬、首過、半、屍骨、多、溢、故號、其處、曰、羽振苑、亦其卒、怖、走、尿、漏、干、禪、乃、脫、甲、而逃之、知、不、得、免、叩頭曰、我君、故、時、人號、其脫、甲處、曰、伽和羅、禪、尿、處、曰、尿、禪、今謂、樟葉、訛也、○萬「あをによしなら山すきて泉河清き河原に駒のとめてき 讀人不知

○橋今、水津、渡、川上三町許、

續日本紀云、天平十七年五月癸亥、車駕到、恭仁、京泉、橋、于、時、百姓遙望、車駕、拜、謁、道、左、共稱、萬歲、○延喜雜式云、凡山城、國泉河、榊井、渡瀨者、官長率、東大寺、工等、每年九月上旬造、假橋、

○泉、木屋木津川北、端鉄司(テズ)村、東和東郷、南、有木屋村。

大安寺伽藍縁起并流記資財帳云、處々、庄山城國三處、相樂郡二處、一泉、木屋并園、地二町東

大路、西藥師寺木屋、南自井一段許退於北大河之限、

天平廿年六月十七日

佐官業願滯

○澤田河泉河同事歟、

梁塵愚案抄云、澤田川くこの宮古は皆山城國、三日の原に有、所の名也、○北院入道二品親王家五
十首、五月雨に水こえにけり澤田川くこの宮人のわたす高はし 三條入道左大臣○玉吟「澤田河
まきの繼橋中たえて霞をわたる春の明はの 家隆

○鵜河泉川同所歟、

古事記云、遮其逃輩、以斬者如鵜、浮河、故號其河謂鵜河、此外同于日本紀、崇神天皇卷。

○鹿背山在木津、里、東一里半許、山、西南半里許、有鹿背山村、瓶、原隔木津川、南也。

八雲御抄云、鹿背山泉川、近、○續日本紀云、天平十三年十月癸巳、駕世山東河造橋、始自七月、

至今月乃成、○類聚國史云、承和二年三月丁巳、山城國持山一處、爲內藏寮所領之地、○萬六
「乙女らかうみをかくてふかせの山時のゆければ都となりぬ 福丸○古今「都いて、けふみ
かの原泉河かは風さむみ衣かせやま 讀人不知

○加勢山墓諸陵式云、贈太政大臣正一位橋、朝臣清友、仁明天皇、外祖、父、在山城國相樂郡、埴城東西四町南北六町、守戸一畑。

續日本紀云、承和八年二月丁未、以山城國相樂郡、山四町爲贈太政大臣正一位橋、朝臣清友、
墓地、○以呂波字類抄云、清友、○續日本後紀云、天長十年十二月乙卯、宜外祖父及外祖母、並追贈

正一位也、云云、勅山城、國相樂、郡持山、宜置守家一畑、

○圓提寺在鹿背山、

以呂波字類抄云、梅宮譜謀男卷下云、大后橋氏嘉、子、神祭於圓提寺、此神始、犬養大夫人所祭神也、大夫人、於洛偶、内頭、其後遷、祭祠於相樂郡持山。仁明天皇近移祭於葛野川、頭、今、梅宮祭是也、

○瓶原在木津、渡東一里半許、鄉内廣、今、有九木、賀茂、鄉、隔泉川、北也。

新古今「みかの原わきて流る、いつみ河いつみきとてか戀しかるらん 兼輔 素純抄云、泉川
涌と分と二也、朗辨、御祈にて出る也、百人一首抄云、みかの原、みかまの原也、昔瓶を埋
しに、それに河水の流れ入て、わかかへるやうにしていつるをいふ也、○補菴京華續集、九
里ミカ遷原雲樹、間、泉河不鎖夜過關、岩根吹落浪花、雪、四月風寒衣借山、
○宮八雲御抄云、みかの原の都、みかの原の都ともいへり、按、遷原、宮、離宮、自恭仁、宮以前有之乎。

續日本紀云、和銅六年六月乙卯、行幸遷原、宮、離宮、○現存六、みかの原ふりにしくこの都にも
山と川とを跡のこりける 光明峰寺入道攝政

○慈濟菴

一休年譜云、文明元年七月、西兵入、薪、徑入、餅原之慈濟菴、

○岡崎在瓶原、鄉内泉川北、端河原村、東、岡崎村、按、萬葉詠るは此所歟。

萬十一「岡崎のおほみあしちを人な通ひそありつゝも君かきまさんよき道にせん 讀人不知
○散木「秋萩を心にかけて岡崎のおほみあしちをなつみてそゆく 俊賴

○海住山寺 在海原鄉佛生寺村、北山、○本尊觀音寺家、或書云、解脫上人貞慶、建曆元三在海

本堂觀音 五重塔 文殊堂 堂內有像、與院、解脫上人終焉地云云、

古抄與書云、弘長二年癸亥七月十五日、于時於海住山十輪院抄之云云、爲常禮祖師上人之遺

跡、故所卜當山寂寞之閑居也、仰願、我山、本尊觀自在尊、施大慈大悲之引接、伏乞佛法擁護、

春日權現照無二無三之誠心、右筆花嚴宗、末葉法印權大僧都宗、性年六十二夏滿五十 ○一切經緣起云、甕原、海住山寺者、

初解脫上人有高弟號慈心上人、頃自朝廷勅納十種寶物、其一藏經也、

○恭仁鄉

續日本紀云、給賀茂久仁二里、戶、稻三十束、

○仙覺抄云、くに、都の都、山城國、

續日本紀云、天平十二年十二月戊午、右大臣橘、宿禰諸兄、在前而發、經略山背、國相樂、郡恭

仁、鄉、以擬遷都故也、丁卯皇帝在前、幸恭仁宮、作京都矣、太上天皇皇后在後而至、云云、

從賀世山、西道以東爲左、京、以西爲右、京、○又云、十三年十一月戊辰、右大臣橘、宿禰諸兄

奏、此間朝廷以何名號傳萬代、天皇勅曰、號爲大養德恭仁、大宮、○又云、十四年二月庚辰、始

開恭仁、京、東北、道、通近江國甲賀、郡、○按、今從、山城、至、近江國甲賀郡、有二道、一曰、越白、越、從、田原

也、○又云、同年八月乙酉、宮城、以南、大路、西、頭、與、甕、原、宮、東、之間、令造大橋、○歷代編

年集成云、天平十二年、遷都、瓶、原、宮、山城國、相樂郡 十三年改瓶、原、宮、號久仁、宮、帝王編年、記同之 ○讚久邇

京作歌 萬四「今つくるくにの都の山河の清くみゆるらうへもあるしも 家持 ○洞院攝政家

百首「真木の立あら山出るほど、きす久邇の都に五月つくなり 從三位行能

○布當宮山野

萬六「山並のよろしき國と、川なみの立あふさど、ヤマシロカセ 山代の鹿背山際に、宮柱ふとしきたて、

たかまらす布當の宮の川近み、福丸○同「ふたい山やまなみれ、百代にもかはるへからぬ

大みや所 讀人不知

○野 藥鹽草云、不替野(フタイン)、城州相樂郡、

萬「三香の原ふたいの野邊をきよみこそ大宮所さためけら霜 讀人不知

○流れ岡 在泉河北端、岡崎村、東

人鷹赤人傳云、中務卿兼、明親王撰 赤人もおなしくあつまちにおもむき、中畧ふた、ひみやこにかへらん

の御心つきて、のほりたまふしに、山城の國なかれおか山に、久しくのかれてすみたまふし

か、つゐにこゝにてむなしうならせ給ふとなん、○東大寺大佛殿緣起云、大佛殿建立の時、笠

置に大山ありて、巨材を下す事を得ず、一夜雷落て、此山二つに破裂して流れさる、其一つは

流れ岡、今一つの稻岡にとゞまるといふ、○稻岡今作、飯岡、

○石原宮

續日本紀云、天平十五年正月壬子、御石原宮、樓 在東、城北、賜饗於百官及有位、人等、

○一重山 夫木集云、山城或大和、或抄云、在山城國泉川邊、 萬六「古郷の遠くもあらす一重山こゆる我からに戀を我せし 高岳河、内連

○梅谷 在賀茂鄉南高田村、坤四五町許、自奈良山賀茂、渡道也、奈良、與梅谷間、有山城大和國境。

藤河記云、ならの京を立て、般若寺坂をこえ、梅谷などいひて、心すこき所を経て、賀茂のわたりを過。

○すかたの池

盛衰記云、傳法院修圓僧都ト云人、壽廣已講ヲ相具ノ、尾張國ヨリ上リシニ、賀茂坂ノ邊スカタノ池ノ邊ヲ通リケルニ、己講々々ト呼シ聲シケリ、聲ニツキテ行見レハ、田中ニ十一面觀音ノ像御座ス、貴ク忝ク思ヒツ、懷上ケ負ヒ奉テ、南都ニ歸リ上リツ、西金堂ニ入レ奉ル、

○岡田 離宮

續日本紀云、元明天皇和銅元年九月庚辰、行幸山背國相樂郡岡田、離宮、○又云、四年正月丁未始置都亭、驛、山背國相樂郡置田、驛綴喜、郡山本、驛、○三代實錄云、貞觀七年九月廿六日甲辰、勅木工寮探銅於山城國相樂郡岡田鄉、舊鑄錢司止、○又云、十一年七月十日丙寅、以前、筑後守從五位下清原真人眞貞爲探山城國岡田山銅使、○按、今瓶原鄉有鉄司、村、稱鑄錢司、扶桑略記云、寬治六年三月六日、山階寺、大衆數百人引卒、燒失山城國木津川東里賀茂庄、

○川

萬葉、かも川の後瀬、つふみ後もあはん妹には我よ今ならず共

○岡田鳴神社 神名帳云、相樂郡

○今木津、渡、東二里許賀茂郷、内里村、有賀茂明神社、泉川、南端森、内坐、小社也、

風土記云、加茂健角身命宿坐倭、葛木山之峰、自彼漸遷、至山代國岡田、賀茂、云云、○弘長三年内裏百首賀茂「山城のこの都をや守りけん岡田のかもに跡たれしより 從二位行家

○岡田國神社 神名帳云、相樂郡

三代實錄云、貞觀元年正月廿七日、奉授岡田、鳴、神岡田、國、神並從五位上、

○小田原、寺 土人云、昔、四十九院アリト云、淨瑠璃寺モ此内ナルヘシ、

後拾遺往生記云、上人經暹者中納言定頼卿之息也、壯年之時出俗入眞、初則住興福寺、親法相之義淵、後則遷小田原、沒眞言之定水、念佛多年、行業幾日、偏修往生之業、故號迎接房云云、保安四年窮冬十七日、端坐、如入禪定、乍居氣絕、藤原系圖云、經源(山上人迎、接房)權中納言定頼卿男、○元亨釋書云、小田原、經源洛京、人也、居興福寺、學相宗、移住小田原、練若、修密法、暮年染微疾、一日語門弟子云、三日、後我當往即索沐浴云云、向彌陀像念佛、逝云云、年八十四、永久年中也、

○按、小田原寺、相樂郡當尾(タツノ)内ニ小田原村東西ニ村アリ、此所ニアリト見ユ、今西小田原邊ノ山間ニ古石塔數多所ニ散在ス、此邊寺跡ナルヘシ、後拾遺往生記所、載經暹、元亨釋書所、載、經源ハ藤原系圖ヲ考ルニ同人也、此外小田原寺、教懷聖人、長明發心集ニ載ス、又小田原寺、院主律師教空大系圖ニ載ス、左中將藤原教行、男ト云云、

○淨瑠璃寺 在賀茂郷、東南、里南當、尾、内西小田原村、號西小田原山、屬一乘院門跡、人此寺ヲ九輪佛ト呼フ、堂前ニ大池アリ、池ノ東ニ寶塔アリ、釋迦ヲ安置ス、塔ノ北ニ觀音堂アリ、

一切經藏緣起云、小田原、淨瑠璃寺者人呼九輪佛、有丈六坐像彌陀九尊、寺、元、本尊藥師佛也、故號淨瑠璃寺、有書經、近世寺衰、藏經紛失、云云、寺、日記帳云、此經藏、仁安三年戊子、六條院、朝志西上人、勸進也、或集古本作新寫成就、寺内安法雲院、院破移本堂、厨子、云云、

○和東 在田原郷、東南瓶原、東、夫木集、蘆鹽、草等、大和國、云云、然在山城國相樂郡、

○山
太平記天正本云、元弘二年十二月十三日、大嘗會行ハル云云、代々ノ大嘗會ニ黒木ヲ以テ是ヲ造ラル、此材木ヲハ和東山ニテ取ル、下畧〇萬三、大やまとくにの都は、うちなひき春さりぬれは、山へには花咲をせり、河せには鮎こさはある、いや日けにさかゆる時に、さかことのまかといかも、白妙に舍人装束て、わつか、和東山みこしたちして、家持 同反歌、わか君は天志られむと思はねはおほにそみつるわつか柚山 同

○鷲峰山寺 在和東郷、田原郷、東南也、開基、有田原郷、口、一里半、其中有五十町、坂路、高山也、本堂彌勒、役、別神、塔、北山、頂上、有寶篋印、塔、此地云空鉢、行者堂一宇、二重、塔一基、愛染明王、鎮守三座、日本神、金柱、岩戸、江州勢州伊州和州河州當國不及、云、在二望、中、

緣起云、白鳳四年九月十八日、役行者初入當山修行、首尾經五七日、其後數度修練苦行、其後養老六年九月、泰澄和尚、尋役氏跡、入峰修行矣、建精舍五所云云、又道賢日藏上人所住也、或云、伏見、帝嘗幸當山、敕建、○増鏡云、元弘元年八月廿七日、わつかの鷲峰山へ行幸ありけれど、そこもさるへくやなかりけん、笠置といふ山寺へいらせ給ひぬ、太平記、同之、

○笠置 在木津渡、東四里許、河、南北、有里、自、北笠置、京十三里餘、柳生、(ヤキナ)一里、自、山、南也、一山、岩石、重々、松杉、繁茂、無双、境地也、

笠置寺緣起云、彼笠置山ハ日本無双ノ城郭ナリ、高山峨々ト聳テ、嶺ハ雲ニ隠レ、深山嶮々ト沈ミテ、麓ハ霧ニ籠レリ、通路狹クシテ、岩ノ腹ヲ傳、○五社百首、五月雨に水上まさる泉川

かささきの山も雲かくれつゝ、俊成○藤川記「雲の上」にその曉をまつほどやかささきの嶺に有明の月

○川 泉川也、北笠置ヨリ南笠置へ渡舟アリ、此處絶景也、南笠置山、化ニ辨財天山アリ、此處ヨリ木津淀等舟ニテ通ス、從是川上へハ舟不通、其源伊賀ノ奥阿波ヨリ流出テ、山田安惠二部ノ水落合テ笠置へ出ル也、

○寺 在山上、自麓笠置寺迄八町ノ坂ヲ登ル、彌勒石、藥師石、文殊石、虚空藏石、ナト云有、昔高五六間八九間、今昔物語云、天智天皇ノ御代ニ、皇子在マシケリ、心ニ智リ有テ才賢カリケリ、文ノ道ヲハ極

テ好ミ給ケル、詩賦ヲ作ル事ハ、此御子(天津ノ皇子)ノ時ヨリソ此國ニハ始マリケル、亦田獵ヲ好テ朝暮ノ役トセリ、中畧山城國相樂郡賀茂郷、東ニ有ル山邊ヲ狩リ行クニ、山ノ斜ニ登タル所ヲ、皇子駿馬ニ乗テ、鹿ニ就テ馳登リ給フニ、鹿ハ東ヲ指シテ逃タレハ、我ハ鹿ノ尻ニ次テ、馳セテ笠置ヲ踏ミ、椎ヲ弓ヲ引ク程ニ、鹿俄ニ失ヌ、倒ル、ナメリト見ルニ、鹿不見、早ク岸ノ有ケルヨリ、落ヌル也ト思テ、弓ヲ投ケ弃テ、手繩ヲ引ト云へ、走り立タル馬ナレハ、輒ク不留ラ、早ク遙高キ岸ヨリ、鹿ハ落ヌル也ケリ、此乗タル馬走り早マリテ、鹿ノ如ク既ニ可落キカ、四ノ足ヲ同所ニ踏テ、少シ指出タル巖ノ崎ニ立マタリ、馬ヲ折返サムニモ所モ無し、馬ヨリ下リムト爲ルニモ、笠置ノ下ハ遙ナル谷ニテ有レハ、可下キ處无シ、馬少シ動カハ落入ナムトス、谷ヲ見下セハ十餘丈許ナル下也、見ルニ目モ暗テ、谷底モ不見、東西モ忘レヌ、魂ヲイツキ心騒テ、只今馬ト共ニ死ナムトス、然レハ皇子歎テ云ク、若此所ニ座セハ、山神等我命ヲ助ケ給へ、然ラハ此巖、喬ニ彌勒ノ像ヲ刻ミ奉ラント願ヲ發ス、即其驗ニ、馬尻へ

逆サマニ退テ、廣所ニ立ヌ、其時皇子馬ヨリ下テ、泣々伏シ禮ミ、後ニ來テ尋ム注シニ見ムガ爲ニ、着給ヘル蘭笠ヲ脱テ置テ返ヌ、其後一兩日ヲ經テ、ソノ置シ所ノ笠尋テ至リヌ、山ノ頂ヨリ下テ、巖ノ腰ヲ廻リ經テ、麓ノ砌ニ至リヌ、上様ヲ見上レハ、目モ不_{カミサマ}及雲ヲ見ルカ如シ、皇子心ニ思ヒ煩テ、山ノ腰ヲ指テ其面ニ、彌勒ノ像ヲ彫リ奉ラムト爲ルニ力无シ、其時ニ天人是ヲ哀ヒ助ケテ、忽ニ此佛ヲ刻ミ彫リ奉ル、其間俄ニ黒キ雲覆テ、闇キ夜ノ如ク成ヌ、其暗キ中ニ少キ石ノ多ク逆ル音聞ユ、暫許有テ、雲去リ霞晴テ明ニ成ヌ、帝王編年記云、天智天皇三年甲子、天降造笠置石像、彌勒、寺家説云、白鳳十一年天武天皇御建立、云云、其時ニ皇子仰テ、巖ノ上ヲ見給フニ、彌勒ノ像其形ヲ鮮ニシテ彫奉リタリ、皇子是ヲ見テ、泣々恭敬禮拜シテ返給ヌ、其ヨリ後是ヲ笠置寺、云是也、云云、此寺ハ彌勒彫顯シ奉テ後程ヲ經テ、良辨僧正ト云人ノ見付奉テ、其後ヨリ行ヒ始タルソト人云、其ヨリナム堂共ヲ造リ房舎ヲ造リ、重テ僧共多ク住シテ行フ也トソ、彌勒石在于藥師石、北佛像不見、

○禮堂在于彌勒石前

東鑑云、元久二年四月十日、笠置ノ解脫上人使者、去比參着、於當寺可_レ建禮堂間、可_レ申將軍家、御奉加也、仍今日賜砂金已下重寶等於彼使、○百練抄云、永延元年十月十七日、院參詣長谷寺笠置寺七大寺、○砂石集云、笠置ノ彌勒ハ彩_{イロト}リ奉テ、後靈驗御座マサストイヘリ、○三長記云、元久三年四月十二日、癸酉、參御喪家、後京極殿謁中將定家朝臣、昨日向笠置、奉爲故殿、自書寫法花經一部彌勒上生經等、於彌勒、御前供養、解脫上人爲導師、云云、○光明寺攝政家百首、彌勒、侘人の涙の雨もあらしかし笠置の山の法のあさ日、家隆○草根、法の雨ふらぬ日もなき

ふるしにや笠を置けん峰の山寺 正徹

○窟在虚空藏石、長隅、號千手、窟、奥、深サ廿間餘、入口、巨一間餘、高一間許、至奥狹縮身拔出也、

笠置山、記云、白鳳十二年辛未、朝廷有旨、勅立精藍、聖武皇帝創東大寺、採材於伊賀山、將流下于本津川、至此山、麓、則巨石横亘、水勢湍急、舟筏難通、有司病焉、漸達天聽、時召良辨僧正、謀之、僧正承旨即入千手窟、内修法祈念、忽霹靂轟空、電閃雨射、流平、筏路漸通、良材輻湊、○元亨釋書云、貞慶解脫上人、藤給事、少納言、人相宗、藤給事、通憲之孫、尙書左丞貞憲、子也、中畧投興福寺出家、有才譽、應最勝講、詔、中畧講已不還、南京、止山州笠置窟、○千載物名、名にしおは、常のゆるさの杜にしもいかてかささきのいはやすくぬる、登蓮法師○家集、河上や笠置のいはやけを寒み苔を蕙とならすうはそく、會禰好忠○草根、かささき山おくの窟屋も袖ぬれぬこの川上の秋の夕くれ 正徹

○虚空藏石佛像鮮ニ見ユ、

笠置山記云、弘仁年間、弘法大師飛錫、此山、於虚空藏石、像前修求聞持、法、

○龍穴今虚空藏石、傍有秘所、號龍穴、卒、窟不通、凡人疑此所乎、

二月堂縁起云、天平勝寶二年、實忠和尚笠置寺の龍穴より入て、北へ一里ばかりを過るに、都卒の内院なりけり、四十九院摩尼寶殿を順禮す、其内に諸天殊集て、十一面の悔過を勤修する所あり、常念觀音院といふ、中畧和尚是を當寺の羅索院に安置し奉る、今は二月堂といふ、天文十四年臘月廿三日、老比丘仍覺

○椿本大明神鎮守

笠置山記云、金峰、日藏上人入千手窟、五七日修密供、感得諸天、散後上人勸請金峰、椿本大明神、永爲此山鎮守、

○栗栖宮

笠置山記云、昌泰年間、醍醐天皇幸於此山、菅丞相爲扈從、視其聖境、發願ヌラク、吾當於未來際、托蹤利益合識、繇是里人立願奉之、號栗栖宮、

○般若臺舊跡在本堂南二町許、有鐘樓、鐘銘云、建久七年丙辰八月十五日、笠置山般若臺云、

笠置山記云、建久五年甲子、秋上人造六角堂於山、南般若臺院、奉安釋迦文佛、○砂石集云、解脫房上人、笠置ニ般若臺ト名テ、閑居ノ地ヲシメテ、○玉葉「我ゆかんゆきて守らん般若臺釋迦の御法のあらんかきりは、此歌は、貞慶上人般若臺といふ所にうつりゐて、春日大明神を勸請し奉らんと思ひけるに、告させ給ひけるとなん

○解脫上人墓在本堂東南三町許山上

○城趾後醍醐帝御城跡也、彌勒石上山西北隅有本丸二丸、跡甚狹、二王門、跡從麓登七町許、少下有一城門、跡足助、次郎カ遠矢射タリシ所在坂半、陶山小見山ノ東北ノ谷ヨリ夜討セシト云、城跡北ニ有貝吹岩、遠見岩ト云此處絶景也、望東北有市(アカ)大河原、飛鳥路、スガチ、村目ノ下ニアリ、

南方紀傳云、元弘元年八月廿四日戌刻、主上南都へ行幸、其後笠置山に皇居、○笠置寺緣起云、元弘元年八月二十九日、後醍醐天皇同一宮、和東鷲峰山ヨリ當寺へ臨幸ナル、中畧則當寺、衆徒請取奉リテ、本堂ヲ以テ内裏トシ行幸ヲナシ奉ル、九月廿八日戌刻ニ、城中ニ火ヲ縱ッ

縦ッ、爰ニ魔風頻ニ吹テ、本堂ノ猛火本尊ニ覆ヒ、石像燒隔テ化人刻彫ノ尊容已ニ埋没セリ、寄手ノ軍兵乱入畢、是ヨリ宮ハ又和東へ行幸成セ給フ、然間寄手兩口ヨリ亂入テ、所々ニ火ヲ縦ッ間、本堂ヲ始テ堂塔坊舎鐘樓經藏悉燒拂ハレ畢、僅ニ千手堂六角堂大湯屋計ソ殘ケル、○南方紀傳云、元弘元年八月卅日、笠置のよせ手陶山、小見山夜討、官軍敗す、錦織飛騨判官源義繼息義右以下十三人、城中にをめて自害、○かさきにおはしましける比、秋ふかくなりて、増鏡「うかりける身を秋風にさそはれて思ひぬ山の紅葉ををみる 主上○南方紀傳「さしてゆく笠置の山を出しよりあめか下に隠家もなし 御製

○蜂の堂

十訓抄云、昔中納言和田鷹の末に、余古、大夫と云者有けり、年來三輪市の傍に、城を造て住けるに、妻の敵に責られて、城も破れ兵も悉く打失れにけり、からうして笠置といふ山寺の窟の有ける中に隠れて住けるほとに、岩の本にててら蛛と云ものゐを懸たりけるに、大なる蜂のかかりけるを、あはれみをおこして、取放て、汝かいのちをたすけむ、かならず思知れとはなちやりつ、其夜の夢に、柿の水干袴着たる男の云やう、晝の仰悉く耳に留りて侍る、御志まことに忝し、我拙き身をうけたるといへども、争其恩を報し奉らざらん、願くは我申さんまに構へ給へ、君の敵さん云云、殘たる者侍らん、二三十人計かまへ語ひ集め給へ、此うしろの山に、蜂の巢四千斗あり、是も皆我同心の者也、集めて力を加へ奉らんに、なとか打得給へさらむと、契ていぬと思ふ程に、夢覺ぬ云云、その後敵三百騎ハかり打出たり、勢をくらふる

に物の數にもあらねり、悔りていつしかかけくむ程に、蜂とも雲霞のごとく涌出、敵、人ことに三三十四五取つかぬはなし、目鼻ともなく、はたらく所ことに、指損しける程に、物もおほえず打殺せども、五六こそまぬれ、いかにもくする力なくて、弓箭の行衛もあらず、先かはをふさきさはきける程に、思さまに馳廻て、敵三百餘騎とき程に、輒く打殺しけれ、恐なく本の跡に還り居にをり、死たる蜂少、有けれ、笠置の後の山に埋て、堂を建などまて、年毎に蜂の忌日として、恩をむくひけり、

○有市、國津神 北笠置村、東、有市村上、下二村、伊賀國、通路也。

三代實錄云、貞觀元年五月廿八癸未、授山城國從五位下大河原國津神、有市、國津神、正六位上、天照御門、神並從五位上、

○大河原 在有市村、東、自笠置一里、半許、東、伊賀伊勢道、驛也。

藤河記云、大河原といふ所の、いかと山城とのさかいなる川原の木石、さなから前裁などをみるとくなれば、「苦むせる岩根に松の大河原かいらざりけり庭のすさひに 兼良

○大河原國津神 三代實錄云、貞觀元年五月廿八日、授從五位上。

○田山 在北大河原村、南、南大河原村、東。

藤河記云、上野小田などいふ所をとる、たやまこえの河の水いまたわたりかたかるへしとて、笠置とをりにおもむき、島の原河といふ川をわたりて、「島の原河瀬の浪のちちわたりたやまこえをいよそになしつゝ、 兼良 ○按ニ、山城伊賀ノ界ハ、大河原ト島カ原トノ間ニ小キナル嶺アリ、此處也、大河村原ノ東一里ニアリ、

山城名勝志附錄相樂郡

○神童寺 在神童寺村、上狛河東北也、號北芳野山、有藏王權現堂、三月十一日有會式、從堂東南五町許山中、有守勝手、神社、從平尾村、經神童寺村、至瓶、原有坂路、曰神童寺越、

緣起云、山城國相樂郡北吉野山神童寺、者、白鳳年中役行者之所開基也、本尊觀音、并藏王權現、役君像等安置之、○制札、山城國相樂郡神童寺藏王權現山林竹木之事、任慶長之先判、令寄附云云、承應元年壬辰十二月十一日、板倉主水正源重矩

○百丈山 號大智寺、在和東、庄湯、○或云、岩壁屹立高及百丈、故號百丈山、大觀禪師大有之開基、爲禪刹、近世佛頂國師一系之徒弟、如雪中興之、今屬山上、カミ、永源寺、

山城名勝志卷第二十

山城名勝志卷第二十一

○未勘郡部

○御倉山 能因歌枕、類字名所、和歌集等曰、山城、

千載「みくら山真木の屋たて、すむ民の年をつむとも絶しとを思ふ 俊頼

○須原山 夫木集云、○按ニ神名帳曰、乙訓郡實原ノ神社、土人云、今水垂村ノ西北にすはらこいふ山城、所あり云々、又帝王編年記云、宇治郡小野、郷陶原、スハラコイあり、後人可詳、

夫木「人志れす戀をのみこそすいら山これよりふかく入ぬと思へ 讀人不知

○さやか山

人々國々にある所をよませしに、山城さやか山、家集「名にしおへんことにあかくもみゆる哉

さやか山よりいつる月影 和泉式部

○ふちせ山 能因歌枕 云、山城、

○こひのもり山 能因歌枕 云、山城、

○さかのうち山 能因歌枕 云、山城、

○あさ人山 能因歌枕 云、山城、

○あめしの山 能因歌枕 云、山城、

○まかせ山 能因歌枕 云、山城、

○梅の山 能因歌枕 云、山城、

○金山 夫木集、山城、又陸奥、

萬十「かな山のまたひか下に鳴鳥の聲たにきかひなにかなけかん 人麿

○櫻谷 能因歌枕 云、山城、

管見記云、嘉吉三年六月廿五日、家僕等今日參詣櫻谷云云、

○鶯の谷 能因歌枕 云、山城、

○つら、坂 同上、私云、幾良々(キヲ) 坂ハ在愛宕郡、

○隣岡 夫木集類聚 等云、山城、

家集「夢かどよとなり岡のほとゝきす忍ひもあへぬ夜はの一聲 基俊

○指南岡 夫木集云、山城、

堀川百首「村消し雪も外には見えなくにゐるへの岡は猶そつれなき 隆源法師

○假寝岡 兼載名所歌、山城郡近所 云々、夫木集、未勘國、

夫木「秋の野のかりねの岡に住鹿の我からことし物思ふかな 源仲正

○かう新のをか 能因歌枕 云、山城、

○龜岡 夫木集云、山城、近江、

夫木百首「千代ふへき龜の岡なるをさゝ原嬉しきふしの茂さ比かな 前中納言定嗣

○猿尾

爲記云、明應六年六月一日、養母西向高辻室往生也、二日至猿尾、有養母葬送之儀、謚號專修院、法名性慶、送衆少納言章長予并女中衆三人、

○柿原水室

朝野群載云、主水司注進室々供 御御水日録 徳岡御室六合 靈巖寺御室十合 鶉原西御室十合 關東御

室十合 柿原西御室十合 同中御室十合 同東御室十合 松崎北御室九合 同南御室九合

康和三年正月廿一日 令史清永

○伊佐奈美瀧

夫木 風俗歌「山城のいさなみの瀧いさなへといさともいはすすくせなければ 讀人不知

○車川 春雨抄云、山城、夫木集云、未勘國、

夫木 家集「車川いふなやなとて流れけんおそろしけにも見えぬわたりを 和泉式部

○市川 夫木集云、山城或常陸又播磨、藻鹽草云、はりましかま河の川上云云、

夫木「水上もろくそみゆるいち川のほのく波のたては成けり 讀人不知

○な、せか 能因歌枕云、山城、藻鹽草云、ならせ川、○按深草の内藤森の北に七瀬川、是名所未定、入雲御説には名所と云々、さいへる有、此川可考、

○近崎

増鏡云、建長三年三月廿三日夕つかた、近崎わたりに火いてきて、攝政殿御もとせうくや

けにけり、

○川上 按西賀茂内、有川上村、此處乎、

明月記云、建永元年七月三日、昨日川上船尾之中、被籠水練者廿餘人一度被落、以之及興、云云、六日向、前亞相亭、四條壬生午時許御幸川上了、廿七日河上御幸、

○泥滓池

類聚國史云、天長六年十月丙辰、幸泥滓池、羅獵水鳥、御紫野院、

○名乗池 春雨集云、山城、

夫木「郭公今を五月と音をたて、なのりの池のあやめひく也 具氏

○手須佐比池 夫木抄云、山城、

夫木「あら小田にほりまかせつる手すさひの池となる迄たへぬる哉 讀人不知

○とりこ池 春雨抄云、山城、

萬十「妹か手をとりこの池の浪間より鳥の音きこゆ秋過ぬらし 讀人不知

○細見池 春雨抄云、山城、

六帖「あすといへは心ほそみの池におふる菱の浮葉の流れこそすれ 讀人不知

○ならせの池 能因歌枕云、山城、

○まかへの池 和歌色葉云、山城、

○みそくちの池 和歌色葉云、山城、

○考羅濟 カハラノワダリ

日本記云、仁德卷大山守、皇子、不知其備兵、獨領數百兵士、夜半發而行之、會明詣菟道、將渡河時、太子服布袍、取檣櫓密接、度子、以載大山守、皇子、而濟、至于河中、詔度子、蹈船而傾、於是大山守、皇子、墮河而沒、中界、令求其屍、泛於考羅濟、舊事記命、○古事紀云、大山守、墮入水中、爾今乃

浮出、隨水流下云云、故到訶和羅之前、而沈入、故以鈎探其沈處、者繫其衣中甲、而訶和羅鳥也、故號其地甲羅前云云、其大山守、命之骨、葬于那良山矣、

○かへり淵

人々國々にある所をよませしに、山城かへりふち、家集「ひたすらにうき身を捨る物ならいかへり淵にいなけしと思ふ 和泉式部

○古渡

閑居友云、中比東の京にあやしのまつしき入道あり、畧かすならぬいゑのありけるをゑるへにて、ふるわたりをそむねとのゑ所にはしたりける、

○歌志めの橋

枕草紙云、橋、歌志めの橋、○散本「ふみ、すとさくにつけてもうたゑめのはしたなきまでぬる、袖哉 俊頼 ○按、嵯峨天龍寺法界門、傍有小川、架土橋、土人歌志めの橋と呼、疑、此橋ニヤ、

○法の井 春雨抄云、山城、

新六「わきてその曉ちかき法の井の流くむ身となるかたうとき 光俊

○たゝの井 能因歌枕云、山城、

家集「ありともとふ人なくてふる里にあめのもりくる音をかなしき 和泉式部

○巖の森 兼載名所歌云、山城、都

壬二抄「山川やいははの杜の紅葉はや風よりさきもかゝる志からみ 家隆

○若松の杜 藻鹽草云、山城

藻鹽「すへらきのすえさかふへきまゐるしには木高くそなる若松の杜

○人待森 奥儀抄、山城

○人妻杜 八雲御抄、山城

○せうなごの森 能因歌枕、山城

○はらへの森 能因歌枕、山城

○あめ山の杜 能因歌枕、山城

○たいふの森 能因歌枕、山城

○草の杜 能因歌枕、山城

○かへての森 能因歌枕、山城

○こゝひの森

顯昭拾遺抄云、こゝひの森は所の名也、在、山城、○拾遺抄「おもひやれこゝひの杜の雫にはよ所なる人の袖もぬれけり

○花園徳(院)

「花園徳といふ所にて、花を御覽せられて、 續撰吟「朽のこる老木の櫻たれうへて哀いく世

の春をへぬらん 慈照院

○薤島 古文書云、山城國云、按、醍醐邊歟、

雜談集云、故、金剛王院の嚴海僧正召仕ケル承仕法師、老々タルカ薤島作リケル、

○青地島

古文書云、山城國青地、島薤島、丹波、國佐伯、庄領家職之事、於、彼所、松橋僧正、舊領之條、實遠卿、延文二年十一月廿五日遺狀等分明、上者、通堅僧正一圓、可、全領、知之狀、下知如件、

應永九年九月廿日

○河田原 五社百首注云、河田の原、賀茂、なと侍るにや、可尋云々

五社百首、賤のめかかはたの原につむ芹もたか爲にとて袖ぬらすらん 俊成

○形原 藻鹽草云、山城

夫木「枯野埋む雪に心をまかすればかたち原に雉子なくなり 西行

○鵜原 夫木集、能因歌枕等、山城

今昔物語云、震旦、天狗智羅永壽ト云、此國ニ渡リ修驗ノ僧ニ會テ、力競セント思ヒ此國ノ天狗モ凡ニ飛行ク、比叡山ノ嶽ノ石卒都婆ノ許ニ、老法師ト成躰居リ、餘慶律師、尋禪僧正、慈惠大僧正等ノ過ルヲ撻セント思フニ、小童部走來テ、老法師ヲ打躰撻スル事無限、座主過キ給テ後、此國ノ天狗谷底ヨリ這出テ、其腰ヲ折給ヒヌルカ、糸惜キ事トテ、北山ノ鵜原ト云所ニ將行、人モ住マヌ房、湯屋ニ打置テ、其腰ヲ愈シテ、震旦ニハ返シ遣ケル、○朝野群載云、山城國鵜原西御室十合、○夫木「あらさりきたのめしとを忘草身をうの原に生か物とは 讀人不知

○鵜原寺

三代實錄云、元慶七年七月廿一日乙酉、山城、國愛宕郡、壱田四段七十步、返給鵜原寺、○主稅寮式云、鵜原寺料、以、山城國正稅、稻、交易、并春備毎年送、寺家、

○眞袖原 夫木集云、山城

夫木「鳴てくる鴈の涙か花薄眞袖か原にをけるあら露 正三位重氏

○時雨野 兼載名所歌、山城

○水沼野 類聚國史、作、水沼野

續日本紀云、承和十一年十二月丁酉、行幸水沼野及芹河、山城國司獻御贊、

○水石亭

日本紀略云、延喜元年九月十五日、左大臣於城南水閣、賀大藏善行七旬、筭賦詩、秋日於城南、水石亭、祝藏大師、七旬、藤原時平○一人一詩、自從苦學聚流螢、稽古年深德尚馨、應似城南今日會、秋郊仰拜老人星、

○箕里 八雲御抄云、山城、藻鹽草云、鞍馬邊云々、

萬十一「たちわかれゆく箕の里に妹を置いて心空なりつちはふめども 讀人不知 ○堀川百首」五月雨にぬるともあらてみの里の門田の早苗いそぎ取なり 師時

○美乃里亭

明月記云、正治二年十二月廿六日、入夜行向美乃里亭、乍立相逢、相次向内府亭、依影供也、

○はしからの里 八雲御抄云、山城、 ○さての里 能因歌枕云、山城、 ○衣の里 能因歌枕云、山城、 ○かさまの里 和歌色葉云、山城同名あり、

○山背川 ○世ニ久世、綾喜、相樂郡の方をさして山まるこいひならハし侍れ、彼邊に山代さいふ所のあるにやと存あらざるにや、故に暫く載之、脇、和支(ツキ)也、相樂郡平尾村邊云云、

今昔物語云、羅城門ノ下ニ立隠レテ立テリケルニ、朱雀ノ方ニ人重ク行ケレハ、人ノ静ニナルマテト思テ、門ノ下ニ待立テケルニ、山城ノ方ヨリ人共數來ル、

○川

日本紀云、皇后不還、猶行之、至山背川而歌曰、「つゝきてふ山背河をかはのはりわかのは

れまゝ川くまに

○屏風ノ裏

今昔物語云、檢非違使數々下邊ニ行テ、盜人ヲ追捕シケルニ、盜人ヲ捕テ繩付テ、河原ニ將行テ問ハムト云合テ、屏風ノ裏ト云所ニ將行ヌ、

○東堀清水

二水記云、大永六年六月十二日、月下東堀、清水賞翫、浮瓜酌霞 當年始涌出了、清涼冷氣凡無類也、

○杉山口

或記云、永祿三年十月八日、畠山方ノ木澤新太郎、山中新左衛門、香西越後守等、飯森ノ城後詰トシ、山城國杉山口迄攻來ルヲ、三好勢出向テ追拂フ、

○野口 今大德寺、西惣土手、内ニ野口ト云所有、

三代實錄云、仁和二年十二月十四日戊午、行幸芹川野、云云、辰一尅至野口、放鷹鶴、

○相模カ辻子 或相撲カ辻、

盛衰記云、多田、藏人行綱、攝津國ヲ押領シテ、河尻ヲ打塞ト聞エシ間、肥後守貞能馳向タリケレハ、僻事ニテ歸上ル程ニ、相模カ辻子ト云所ニテ、行幸ニ參合フ、平家物語、鶴殿邊ニテ云云、 ○太平記云、

大渡山義貞義助一手ニ成テ、淀、大明神ノ前ヲ引時、細川卿律師定禪六萬餘騎ニテ追懸タリ、越後守義顯後陣ニ引ケルカ、三千餘騎ニテ返合セ、相撲カ辻ヲ陣ニ取テ、

○水田野

○日根野

日本後紀云、大同四年七月丁未、勅、自今以後不得招獵於大原栗前水田、日根等野、

○浮田池夫木集云、山城、

家集、鴈のくる浮田の池のすみえすいよそに成ける月をしを思ふ 鴨長明

○斗院トウイン

三長記云、建仁元年七月廿二日、今日上皇渡御源大納言通資山庄斗院

○齋恩院

日本後紀云、延曆十一年十一月癸丑、聽捨故、入唐大使贈正二位藤原朝臣清河家ツクシトナ爲寺、號曰齋恩院、

○近東院

日本後紀云、延曆十四年庚戌、幸近東院、

○西鳴院

日本後紀云、延曆十九年正月己未、幸西鳴院、

○蓮子院

日本後紀云、延曆十三年四月乙亥、皇太子、妃英帶能子、忽有病、移于蓮子院、煩逝、

○願安寺

類聚國史云、承和三年三月乙丑、以山城國願安寺爲真言院、

○真木尾寺

初例抄云、仁海、號小野、僧正、元果僧都、弟子、檜尾寺、上座平達カ子、

○檜尾寺

初例抄云、實惠號檜尾、僧都、弘法大師第一、御弟子、○以呂波字類抄云、檜尾寺法禪寺是也、實惠僧都居住、所也、○文德實錄云、嘉祥三年三月乙巳、先皇晏駕之後、初盈七日、仍遣使於近隣、七箇寺、以修功德、云云、紀伊寺 寶皇寺 來定寺 拜志寺 深草寺 真木尾寺 檜尾寺上巳

○常寂寺

三代實錄云、元慶四年十二月十日、太上天皇崩御、後初七、分使者於七箇寺、修轉念功德、云云、栗田寺 圓覺寺 常寂寺 禪林寺 貞觀寺 觀空寺 水尾山寺

○淨福寺拾芥抄云、廿五大寺一也、

扶桑略記云、延喜元年十月廿二日、公家於淨福寺供養一切經、○日本紀略云、延喜元年十月廿二日、太上天皇奉爲先皇后、於淨福寺供養一日經、○以呂波字類抄云、皇后宮御願置定額僧四口、○弘仁格云、山城國葛野郡建立道場、有勅賜額曰淨福寺、下知國司、列于定額安置尊像、

○菩提寺

日本紀略云、長德元年九月十五日戊午、六波羅密寺、僧覺信、於菩提寺、北邊燒身、花山法皇井公卿等行向拜之、○菩提寺の講堂の柱に、虫のくひたる歌、新古今「あるへある時にたに

ゆけ極樂の道にまよへる世の中の人○按、千載集詞書に、菩提といふ寺にこいへる、菩提樹院事也、菩提寺ハ別寺歟、可考。

○寶石院

野府記云、寛仁三年五月廿九日庚子、今日前、太皇太后、周忌御法事、於寶石院被_レ行之、件_レ院未_レ被_レ奉_レ供養、若此次_レ被_レ供養、歟、先日大納言云、安置等身、六觀音、

○安禪寺

野府記云、治安三年閏九月廿九日庚午、齊信卿百ヶ日、祈已是完事、於安禪寺行之、件_レ寺先_レ大時_レ建立、至安禪寺修善、檀邊有書、取見齊信卿自筆願書、○太平記天正本云、安禪寺塔云云、

○安養院法興院邊歟、

野府記云、治安四年四月十七日、小女詣安養院奉拜佛舍利、近日京中、男女學首參拜、云云、○日本紀略云、萬壽四年正月三日、法興院安養院燒亡、火起中、御門大路富小路、

○惠日寺

磧礫集云、弘誓院三位經朝ノ方へ、或人來リテ額ヲ頼ミケルニ、惠日寺ト云ニ字ヲ横額ニ書出サレケレハ、筆勢蟠龍ノ威ヒアリテ目出度カリケリ、○無題詩見書圖、既惠日寺、秋氣、法性寺入道殿下 惠日寺邊情感最、經行讀誦可相携、前池波激春花脆、西極雲長曉月低、

○天竺寺

無題詩、春日遊天竺寺、寺名天竺枕山崖、尋到自然催感懷、草創誰人經歲舊、云云、藤原季綱

○大成就院山徒説云、在西山、今不知其處、

門葉記云、白川本坊始在吉水、中移三條白川坊、今移十樂院、○薩戒記云、應永卅年十二月廿八日乙亥、大成就院舍利會

○崇神院神社

兵範記云、仁平二年十一月十五日、三位中將殿申行所々御誦經、賀茂上下、稻荷、崇神院、吉田、祇園、清水寺、行願寺、六角堂、因幡堂

○法輪一居士神社

○十一面堂佛寺 ○今西宮神社 ○圓明院佛寺

平家物語云、佛寺ハ東大寺興福寺ヨリ常光院圓明院迄七十四ヶ所云云、○山槐記云、治承二年十一月十二日辛未、自中宮召使走來、告御産氣候之由、中署着召使并諸人、從者等、奉神社佛寺等、神社四十一ヶ所、石清水、賀茂上下、松尾、平野、稻荷三所、春日、大原野、大神、大和、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、貴布禰、石上冷泉院內、崇神院、宗形、大將軍堂、京極寺、今熊野、白川熊野、今日吉、法興院惣社、法成寺惣社、宇治離宮、北野今宮、橘逸勢、穀倉院內、八幡、朱雀院石上、法輪一居士、木島、今西宮、東光寺、佛寺七十四ヶ所、東大寺、興福寺、長谷寺、東寺、西寺、延曆寺中堂、東堂、西塔、横川、無動寺、園城寺、上醍醐、下醍醐、仁和寺、圓宗寺、法勝寺、尊勝寺、最勝寺、成勝寺、延勝寺、圓勝寺、法金剛院、蓮花藏院、寶莊嚴院、歡喜光院、證金剛院、得長壽院、金剛心院、蓮花王院、最勝光院、佛頂堂、多武峰、淨妙寺、妙香院、法性寺、極樂寺、十

一面堂 法興院 法成寺 平等院 東北院 最勝金剛院 六波羅密寺 同地藏 觀音寺
 長樂寺 中山 河崎 觀音院 修學院 法界寺 河原院 祇陀林 今天王寺 清閑寺 珍
 皇寺 石山 石間 穴太 鞍馬寺 勸修寺 石藏 嵯峨釋迦堂 法輪寺 雲林院 知足院
 靈山寺 常光院 圓明院 シハラクアツテ 頤之 六角堂 清水寺 六波羅三ヶ寺 此外御所内常
光院加修之由
 ○觀音寺 按當國同名多、今熊野ニ一所、法性寺内一
所、本幡ニ一所、北野ニ一所、此外不遺計、
 山槐記云、治承四年九月一日庚戌、依故殿、御忌日、已刻參觀音寺、堂、○さたのふ入道、觀音寺
 に堂つくり、結縁すへきよし申つかはすとて、山家集「寺つくるこの我谷にのちらめよ君
 のかりこそ山もくつさめ 觀音寺入道生光」○歷代編年集成云、定信宮内權大輔、號觀音寺入
 道、

○安樂心院

帝王編年記云、延應元年二月廿二日、崩于彼國、御年六十、號後鳥羽院又顯德院、於安樂心院
 有御八講、○百練抄云、寬元二年二月十九日、後鳥羽院御八講、自今年爲公家御沙汰、於安樂
 心院被行之、○仁和寺院家記云、覺教大僧正、御室御
附法元久元年十月十五日、任權大僧都、二品親
 王卿三品臺安樂心院供養導師、賞、

○照念院

園太曆云、文和二年八月七日、鷹司前、關白、昨日雖事切、今日幕下衰日之旨、葬禮明日云云、如
 例、可渡照念院、梅尾、慈弁上人可沙汰云云、○康富記云、康正元年八月廿八日、辛未鷹司殿照

念院林、御出也、御車也、中畧林木守事照念院殿等、運坊玉芳被預申、仍御一献被用意申、○帝王
 編年記云、攝政太政大臣從一位兼平、號照
念院猪熊攝政家實、二男、

○東寶寺

聖一國師年譜云、寬元々年癸卯、相國發使召師、二月師入京、中畧相國館師、東寶寺、又移居宗
 行カ私宅、

○常壽院宮

園太曆云、文保二年二月朔日、爲常壽院宮、使信快來、家君御對面、

○壽量院

帝王編年記云、性圓法親王、仁和寺壽量院、
後宇多院皇子、○壽量院二品親王家十首、草庵「行末やかよはぬほと
 につもるらん山路の雪にあふ人もなし 頓阿

○轉法輪藏禪寺

宋文憲公護法錄 皇明金華
宋濂著云、日本瑞龍山重建 轉法輪藏禪寺記 日本沙門文珪、介鄉友令儀、來告予曰、本國平安城、
 北、若干里有禪寺、曰轉法輪藏、舊名寶福、廢壞已久、無碑碣、可徵、莫知其何、時建立、正應元
 年、肯菴全公、從周防、法眼藤、道圓之請、就遺趾而一新之、貞治三年、衆以文珪或可、以起廢
 力舉、主之初寺無正殿、唯有藏室一區、藏之八楹、皆刻蟠龍、作升降之勢、數著靈異、因祀之爲
 護伽藍神、至應安二年、文珪欲建殿于其前、忽神降于比丘曰、我神泉苑、善如龍王也、伽藍
 神來云、大藏將傾、乃視之、漠如、而欲有事于殿功、是棄所急、而不知務、宜亟易爲之、否則

我足一搖カハ、此地當爲湖、荷違吾言、改奉王家、神御、則國祚佛法皆悠長矣、言訖仆地、覺而詢之、絕無所識、知事聞于王、王大悅曰、余憶幼時、乳母時禱入龍之神、事正相符、即遣中納言藤元賜今額、

○大慈園律寺拾芥抄、見于諸寺部、

西山上人傳云、西山第八世、示導上人、我朝ニハ、禪院律院ハ興行年久シトイヘ、宋地ノ教院ノ儀則ハ未

弘マシニ、圓空ト云シ上人渡海入宋シテ、壞檀允憲ナト、申ケル明匠ニ值テ、天台四明ノ流

ヲ傳テ、皈朝ノ後、彼國ノ講院ヲ摸シテ、大慈園寺ヲ建ラレケリ、此寺ハ八條ノ女院ノ御遺跡

ニテ、後嵯峨院、勅額ヲカケラレシカトモ、代々九條殿御由緒アリテ、御沙汰アリ云云、貞和

二年九月十一日、此慈園寺、聖來菴ニシテ先師示導寂、○往生院傳持次第云、示導上人依遺命點點、

塔於西山鉢福山奉移之、

○仁王寺今龍安寺、東有仁王堂村、此所歟、

山槐記云、治承四年九月七日、依母堂、御忌日、向觀音寺、云云、前大相國令渡給、又仁王寺、法

印被渡、○管見記云、嘉吉二年二月四日、騎馬遊覽仁王寺邊、於坊寺僧有孟抄事、

○無動院或云、聖無動院、元在大覺寺之内、○道我僧正創建聖無動院、爲第一世、康永二年十月十六日入滅、○藤氏系圖云、道我東寺日野從四位下俊業曾孫、權律師聖譽息、

○遠塵庵默雲稿、欲如西山、途中遇雨、遂憩遠塵菴、至晚、欲行西寺見山花、中路俄憂風雨、斜一字、幽廬有賢主、午窓高枕到昏鴉、

○曼陀羅寺按、小野曼茶羅寺、別寺歟、

古文書云、御判曼陀羅寺領山城國粟田庄、

永享二年十一月七日、伊與法眼御房

貞連、○伊與法眼者青蓮院候人也

○妙香院拾芥抄、見于諸寺部、

官胤卿記云、永正元年六月十三日、立寄妙香院報恩寺等、聞淨土、法談、○桃花藥葉云、妙香院此

師迹、青蓮院、管領也、

○正覺寺

日工集云、永德二年六月十四日、岡松殿一品禪尼逝、十五日於正覺寺而荼毘矣、云云、佛寺就

于安聖寺云云、安聖者東福門徒奇秀峰、別業也、○禪尼、從一品大聖寺、無相圓公禪尼、

○普同菴

日工集云、永德二年十一月、絕海退、惠林、今皈普同菴、

○慈光寺

迎陽文集云、兼豐宿禰、七回諷誦、爲合、微力於慈光寺、造營料、施入齋食於清和院、法事讀七日勤行、一身經

營、專資此菩提、永德三年八月廿七日、日弟子兼照朝臣、○最須敬重繪詞云、勝緣上人、慈光寺、

○西郊山本坊

園太曆云、嘉元、禪閣、就于公澄僧正西、郊山本坊、懺法堂、被遂其節、

○十地院

園太曆云、貞和四年十一月十一日、萩原殿有御事云云、十四日進春宮、大夫於萩原殿、宣光門院、徽安門院

內親王御覽重訪申兩女院也、又可參延明門院、法皇御所、十地院之旨仰了、尙彼御所、

○龍樹寺 永享日錄有龍樹寺東洋和尚

薩戒記云、應永卅二年二月十六日、小川宮院第二御子今曉薨、奉號龍樹寺宮、

○隆壽寺

永享日錄云、永享七年七月十八日、勝定院御成、自勝定院御燒香于隆壽院、乃為故、三寶院五七日、忌辰也、

○桂林寺

永享日錄云、永享八年四月七日、桂林寺新命等助首座公文御判出矣、○一休和尚年譜云、寬正三年九月十三日、避亂寓桂林尼寺、

○不壞化身院

永享日錄云、永享八年八月廿八日、不壞化身院御成御齋、

○靈鷲寺

和漢禪利次第云、北山開山靈石和尚嗣一翁、普明國師語錄云、第二世佛通禪師

永享日錄云、永享八年七月十九日、靈鷲寺御成、以來廿八日伺之、○管見記云、文龜二年正月廿三日、靈鷲寺進佳例、扇并十帖為侍者僧、

○寶光院

幻居山人隨筆云、洛外禪利北方

幻居山人隨筆云、洛外禪利鹿苑寺六代帝師聖果院中峰明史正脉菴真如開山塔歸元菴佛國此山和上妙在寶光院佛國天菴瑞林菴

法住寺夢窓藏勝菴同海印幢書記妙心寺大應開山正傳寺元菴東正傳青龍寺曹洞宏智德光菴季明和上與德菴

○妙行寺

○善福寺

殿中年中行事云、長祿以來正月十六日律家法中速成院法勝寺元應寺妙行寺一人宛出座奉賀之、
二月廿六日淨華院智恩院知恩寺一人宛出座奉賀之、

○仙館院 季瓊日錄、長亨三年記云、仙館院蘭坡云云

翰林五鳳集、蘭坡架空飛閣眼俱明、道是弱流三萬程、遙識群仙和月降、松風吹落玉蕭聲、○同集

仙山樓圖 岩栖天隱橫川益之諸公過予仙館 鰲背青山隔弱流、琪花瑤草不知秋、仙家亦有文章伯、十樣蠻箋修鳳樓、仙山樓觀仙館蘭坡會、天隱

○大聖寺 和漢禪利次第云、大聖寺、山城國正法山、開山双峯國師 ○大屋寺

類聚國史云、天長六年正月庚寅、山城國、地二段三百步、施入大屋寺、○扶桑略記云、宇多天皇御記云、朕自為兒童、常不食生鮮、以飯三寶、八九歲之間、登天台山、修行為事、自後每年、往詣寺々、修行、至十七歲、言中宮可為沙門狀、答曰、此極善也、大屋寺有練行、法師應俊者、為彼、法師、裁縫細紵、裝束並袈裟、先可以與耳之、云云、經四箇月、大臣持鳳輦、奉迎先帝、云云、歷四箇年、傳寶位、元亨釋書同之

○法善寺

親長卿記云、明應三年六月十八日、今日於法善寺談義、○三部經、近日日々參詣

○花雲菴

元長卿記云、明應十年二月十一日、攝取院得度、屈請般舟院、西堂於花雲菴、有此事、十五日詣花雲菴禮彌陀、

○尺道場
宣胤卿記云、文龜二年三月五日、丁丑今日未刻、尺道場燒失、天魔所行、云云、一亂中無爲之所也、時刻到來歟、

○淨南院

康富記云、寶德二年六月十四日、丙戌鷹司殿有渡御于淨南院、海承御共可參之由、被仰下之間、參之候末席、眞淨院殿洞雲官務等參會、

○本誓寺

二水記云、永正十六年二月廿八日、早旦行本誓寺、今日故、山科中納言十七回之追善、於此寺修之也、○又云、永正十七年五月十一日、三好筑前守揚旗上京、云云、爲見物、兩三輩令同道、於本誓寺見之、○又云、同十八年八月廿八日、於本誓寺八軸讀經、

○靜寂院

二水記云、大永七年二月廿七日、靜寂院、絲櫻令見物、飯路之次、鹿苑院燒痕見物、

○等證院或曰在山崎

佛德大通禪師愚中和尙年譜云、應永十五年九月、相公請師入京云云、十月某日已到山崎云云、特命鄂隱點城外五處寺院、擇其所館地、師皆不可、自寓于等證院、相公又來參、

○定家卿墓嵯峨中院有古墳、土人定家卿墓ト稱ス、一説爲家卿墓云云、又相國寺、普慶院、内ニ定家卿墓トテ登臨愛此地、寂寞預テ造立小石塔、以擬没後、良縁云云、ふもたにもえにシ
○春日年祈神

八月十五夜、前中納言定家の墓所にて、連歌侍しに、
月 宗祇

○道隆寺拾芥抄、見于諸寺部

うつは物語云、ひんかし山なるてらのとらのゑ(會)し給へし云々、このとらうらしのたうのゑに、まさるものはなかるへしとのたまひ、あらけよねうちならしの日々のれうにとて、せによねくるまにつみていたしたつ、○野府記云、萬壽四年十一月十三日、今朝沐浴、後、目極惱、狐風相尅歟、阿闍梨興照加持、今日忌日不目、齋食供養法華經心經等、以念賢令開白、袈裟僧齋料送護慶師、○諷誦道隆寺、式光一、
○按、或書與書、天文十四年三月中旬、道隆寺花王坊書之云云、天文中マテモ有シニヤ、

三代實錄云、貞觀五年十二月三日辛酉、授山城國春日年祈神、從五位下、

○降居神

類聚國史云、貞觀八年三月七日壬子、進山城國正六位上降居神、從五位下、
三代實錄、降居阿刀神、

○澄水神

類聚國史云、貞觀十三年四月三日己卯、授山城國正六位上澄水神市河神、從五位下、

○天照御門神

三代實錄云、貞觀元年五月廿八日癸未、授山城國從五位下大河原、國津神、有市、國津神、正六位上天照御門神、並從五位上、

○小社神

三代實錄云、貞觀元年正月廿七日、奉授正六位上サケリ雙栗神无位小社、神從五位下、

○疫神

神祇式云、畿内、堺十處、疫神祭山城與近江堺一、山城與丹波堺二、山城與攝津堺三、山城與河内堺四、山城與大和堺五、山城與伊賀堺六、

○雨宮

雨の宮に衣笠をたてまつらんと願立て、をそくしけるほどに、神の志めし給ひけるとなん、
續古今「音にきく衣笠岡をまたみねは待つ、そふる雨の宮には」 ○袋草紙に、此歌の詞書に、天アメのメのカのヤのシのロあり、疑々此社にや、
類字和歌抄に、雨の宮と書り、

○富尾大明神

見于貞治年中、神名帳、山城國富尾大明神云、

○圓應寺

普明國師語錄云、北山圓應、開山大朴和尚、大元賜號、眞覺廣惠禪師、

山城名勝志卷第二十一 大尾

それ、山城國は、あきつしまのものなかにあたり、すくれてめてたき靈地とかや、賀茂、松尾の大神も、まつ此地にあとをたれ、聖德太子の蜂岡にのほり、よもをのそみ、あらかしめ、此國に都をうつされぬへき事を志めし、大織冠も、九條の地に金印をうつみをかゝる、まことにそのゆへある事ならんかし、されはにや、

延暦の御門、此國に都をさため、平安の京と名つけられしより、御位は六十にあまり、としは九かへり百年をへて、又うつしかへらるゝとなし、それよりこのかた、神社佛閣のいとなみ、代々にくははり、諸院亭觀所々にみちみたり、山川瀾岡の景、郊野池泉の興、和歌に詠し、詩に吟して、のこる所なし、志かはあれど、時さりとしつもりて、あるは跡たえ、あるは地かはり、いにしへのまゝなるは更にすくなし、武好下賤蒙昧といへども、幸に御世志つかに、御國ゆたかなる折にあひ、山をたつね、岡をもとむる道ひろくして、あゆみをいたすにわつらひなく、弱年のむかしより、今六十にすくるまで、古跡名所、たつねてあかす、たつぬるよりしてき、きくよりしてあゆみをなす、あゆみをなすよりしてさかひを志る、志るところをあらはさんとするに、筆みしかく才ともし、されどこれを思ふに、かの大覺寺の瀧殿は、今たにかゝりとして、絶て久しき跡をまたひしに、そのおりまてはと、またひし跡を又またふ、そのかみをまたは、末の世には、今を又またふ人もおなし心にもやど、としこる見およひし所々、筆をふるき文にかり、その言葉をあつめて、山城名勝志といふ、見る所志るところ、ふるき文にまかすといへども、あやまれる所おほからん、後の人

あやまりをたし、のこれるををきなはんなん、殊にこひねかふといふとまかり、

右山城名勝志二十一卷大島武好の編輯なり其事實を考證する所に引書七百餘部に至り
考索蒐輯すること三十餘年に及へりと序中に見えたり今正徳版本を以て校刊せり
明治三十四年九月
近藤圭造

明治三十四年九月三十日印

刷

(新加第廿二册奥付)

明治三十四年十月十二日發

行

明治四十年一月十五日再版印刷發行

編輯者故人

近藤瓶城

東京市牛込區赤城下町七十一番地

編輯者相續人兼
校訂發行印刷者

近藤圭造

東京市牛込區赤城下町七十一番地

發行所 近藤出版部

欽定四庫全書
後編出題

東漢書卷之四十四

欽定四庫全書
後編出題

欽定四庫全書
後編出題

欽定四庫全書
後編出題

欽定四庫全書
後編出題

欽定四庫全書
後編出題

IT B-8







